

◎議 事 日 程（第3号）

平成20年6月12日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（30名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	加 藤 久 夫 君
中 央 図 書 館 館 長	伊 藤 孝 彦 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 忠俊
書 記 田尾 武広

議事課長 服部 秀三

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の27番・石崎たか子議員の質問を許可いたします。

○27番（石崎たか子君）

議長の許可がありましたので、大項目2点について質問いたします。

去る6月5日、6月議会の開催日に全員協議会の席上で、同僚議員さんが斎場に関して永和で同意書を取り歩いている議員がいる旨の発言がございました。去る8日には、永和学区コミュニティ総会の来賓あいさつの席上で、市長も議長もこの問題を取り上げられました。公衆の面前で、議長は土地を売ってくださいと言っている旨、述べられました。同意書並びに意見を聞き回っていたのは私、石崎たか子でございます。

私は、最初から火葬場建設には大賛成をいたしておりましたが、しかし市の財政難をかんがみ、セレモニーホール併設は無駄遣いであると反対もしておりました。ましてや220メートルのところに住まわっている方々に対して、もし自分のところだったらと、そのお気持ちを思うとき、何とかならないかと思いました。そのやさきに、西保団地の方から去る4月13日に行われた西保団地での集会の折、副市長さんが述べておられたことを文書にしたものをいただきました。そこには、住民の方が永和で引き受けてもいいという話があるという質問に、副市長は、「同意していただいて、それなりの敷地が確保できるのならありがたいですよ。そちらでやりたいです。皆さんに迷惑をかけずに」でした。副市長の御発言を読み、地元を回らせていただいた次第でございます。

活動するところが大井ですので、去る4月25日に大井総代さんと副総代さん2名の方に冊子にした火葬場の事情を御説明申し上げ、大井を回ることにご了解をいただいております。ですから、市長、議長のお言葉は、総代さん方を愚弄することにもなります。それぞれ議員が調査活動をするにおいて、議会ではまだ質問もしていないうちに、立場を利用して非難されること自体、許しがたいことですし、総会に出席された多くの方々に不愉快な思いをさせました。後で議長が市側に立った発言をしたことに怒りをあらわした方もおいでございました。それぞれの議員がそれぞれの立場で調査活動をするのは自由ではありませんか。以後、市長にも議長にも取り扱いに注意をさせていただくよう申し上げておきます。

私は、先月、火葬場と待合所のみ設置されている人口6万9,000人の近江八幡市へ視察に行

ってまいりました。平成3年ぐらいから意見が出て、平成6年に基本構想、平成14年都市計画決定がされ、平成15年度着工、そして平成17年7月の完成まで、実に10年以上かけて、審議を尽くされたところだけあって、それは立派な建物でございました。建築費も10億5,000万、土地が1万2,000平米、駐車場が29台と大型駐車場、のどかなそのたたずまいに、しばし心がいやされた思いがいたしました。

それでは、まず通告に従い、1項目めは総代制の確立はできたかでございます。

前議会でも、総代制についての質問がありましたし、私も過去にこの問題についての質問をいたしております。その折、佐屋地区の分離については、今は統一することと市長は言われました。当時の自治会長、永和台の自治会長でございますが、「市長に書面でお約束をしたように、未達成地区の達成を見守ってまいります」の言葉どおり、この1年間、静かに見守ってまいりましたが、現在の達成状況は前回に比べ、いかなっているのか、まずお尋ねいたします。

2項目めは、総合斎苑建設の見直しはできないかについてであります。

去る5月24日午後8時より、西保町で環境影響調査結果の説明会があり、市長、それで住民の皆さんは納得されましたでしょうか、お尋ねをいたします。

以下、自席にて質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、まず最初に私の方から総代制につきましての現在の状況について御答弁をさせていただきます。

まず平成19年3月31日ということで、18年度末の関係から御報告をさせていただきます。

佐屋地区につきましては、議員が申されましたとおり19名でございます。立田におきましては39名、八開におきましては22名、おのおの総代さんでございますし、旧佐織におきましては62人の駐在員さんと4人の主任駐在員さんということでございます。

それで、私ども行政区単位でお願いしたいということで、67人の方にお願ひがしたいということで今日まで来ておるわけでございます。本年4月1日現在の総代さんの数におきましては、合わせまして82人となっております。その中で、19年度中にまとまったところについて御報告いたしますけれども、昨年度、19年度におきましては未統合の町内会の方に私ども出かけてまして、御説明も申し上げ、御無理な願ひもしてまいりました。その結果、19年度中に立田地区の早尾町でございますが、早尾町におきましては4人の総代さんでなっておりますけれども、そのうち早尾上と下の2人の総代さんが一つになっていただきました。まだ、早尾町の一部でございます。

それから佐織地区におきましては、小津と西八幡団地というお2人でございますけれども、19年度末で小津町ということで統合をしていただきました。それで、現在、私ども未統合といえますか、今後進めてまいりますけれども、立田地区におきましては2町内で、また八開地区におきましては1町内、佐織地区におきましては4地区が未達成で、現在、未統合のところは7町内ということになっております。

以上で状況報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から西保町で環境影響調査を行って、説明会を行った内容の御答弁をさせていただきます。

期日は5月24日の土曜日午後8時から約1時間半ほどでございますが、西保町の公民館をお借りいたしまして、西保町の方を対象に環境影響調査についての説明会をさせていただきました。主なこちらからの概要を説明させていただいたと思っております。

そうしたことによって、質疑等もございました。主な質疑の内容等につきましては、弥富市の斎場の関係のお尋ねもあった由でございますし、またデータが愛知県の方が弥富市役所に観測調査地点がございますので、私どももそうしたところのデータも使わせていただいておりますので、その辺の御質問があつてお答えをしたような内容もあったかと思えます。

それで、当日はこの環境影響調査、並びに基本計画をことしの1月につくりましたものについての住民の皆様方からのパブリックコメント、意見をいただきました内容についてもあわせて御説明を申し上げたところでございます。

期日につきましては、2月12日から3月7日まで、市内の公共施設24カ所で、皆様方からの御意見をいただきました。内容等につきましては、25人の方から32件の御意見をいただいた内容でございます。こうした内容につきましても、市のホームページ等で掲載をさせていただいておりますが、当日、御意見のあつたことにつきましても、愛西市の財政状況についての借金の問題ですとか、年間維持費の問題ですとか、施設の点検等についての事細かな質問もあつたかと思えます。そうした中で、一部には一日も早くつくってほしいといった方の御意見もあつたようでございます。

そんなような状況で、私ども5月24日、説明会をさせていただきました状況でございます。

## ○27番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございます。

八木市長も1期目の締めくくりの年になられます。集大成の年でもあられますので、住民は行政に対し、無関心ではなくなっております。よく見えています。住民の意を酌んで行動される1年であられますよう、まず念じております。

私は、昨年6月議会で行政の基本、かなめともなる住民とのパイプ役である総代制確立は、平成19年度中になるかについて質問をいたしました。その折に市長は、行政区はどのような見解をお持ちかとお尋ねしたんですが、明快な御答弁はいただけませんでした。議事録を何度も読み返し、読み返しても、行政区の御回答は理解できませんでした。3月議会でも、総代制について質問をされた議員さんがおいでですが、市側は、行政区イコール旧大字が総代制への移行の原則であると述べておられました。総代の受け持ちが、旧佐屋が平均世帯500、立田102、八開71、佐織380世帯。対等合併である以上、行政区は、私もそのときに申しましたが、500から600区で区切るべきで、それでなかったら合併した意味がないというふうに思っております。いつまでたっても不公平、不平等が否めません。

それから総代さんの役割や任務について、各工事の順序を決めるときも、大井町の総代さん

から、1,400世帯もあるのに、工事の順番は大井1番、永和台1番のうちのどちらかを1番にしると、これはおかしいから、議員の方から市の方へ言ってほしい旨、今年度最初に言われました。1,400軒の総代さんの仕事は、それは大変なことと拝察いたします。市長は、勝幡の12を一つにするのに、しかられながら無理にした旨の発言がありましたが、無理にされなくても、先ほど申した行政区が確立しておれば、それに従うだけでございます。10軒でも1人の総代、1,400軒でも1人の総代では、住民が受けるサービスは不公平、不平等であります。市長は、ここらで行政区の確立をされませんか、お尋ねいたします。

**○市長（八木忠男君）**

おはようございます。

石崎議員の質問にお答えいたします。

今、総代制、あるいは行政区の御質問をいただきました。これも議会でも幾度となく御説明、御報告をしまいたったところでありまして、合併をして4地区それぞれ状況が違いました。総代制の文言にしてもそうであります。ですから、まずは文言は総代制でと。佐屋、立田、八開が総代制でありまして、佐織地区は駐在員制という状況でありましたので、総代制をもってまず進めようということをお願いをしてきました。行政区のことです。

今、担当が申しあげました何々町、何々町、例えば大井町、須依町、立田町、鶉多須町、町方町、その町内ごとが行政区と。旧佐屋さんは、御存じのとおりだと思います。町内ごとが行政区として見てきているわけでございまして、その町内単位でまず総代制をとということをお願いをし、本年度も未達成の地域をお願いをして、まず合併をして一つになってくださいよと。これは総代連絡調整会議の場でも幾度となく御相談申し上げ、新年度の役員さんにもお願いをして、相談しながら進めてきているところでもありますので、住民の皆さんにも御理解をいただいて、その後、将来にわたってどのような形づくりがいいかということは検討の余地はあると思っておりますけれども、まず合併をして一つになるべきという判断をお願いをしてきておるところでございます。

**○27番（石崎たか子君）**

ただいま、市長はいつもと答弁は一緒ですが、行政区というものの意味を本当にわかっていらっしゃるじゃない。将来的では、もう私たちの時代は終わってしまうじゃないですか。過日、平成20年度の社会福祉協議会の会費を集められました。これをちょっとごらんいただきたいんですが、行政区の欄にもう「永和台」として印刷されたわけでございます。住民の方から、やっと永和台が一つの行政区として認められたのねということをおっしゃったんですが、市長、これどう思われますか。行政区永和台です。

**○市長（八木忠男君）**

社会福祉協議会の方のことをちょっと見ておりませんので、今御指摘いただいた状況は、聞くところによりますと、昨年資料の中で、永和台の方から申込書か、その中に行政区の欄に「永和台」と書いて提出された方があって、何かその資料をそのまま新年度利用したという報告です。社会福祉協議会にもくれぐれも注意するように申しあげましたし、まだ今そういう段

階でございます、御指摘いただいたように、永和台さんも分離を希望されておりますことは存じ上げております。せんだつても須依町のスペリアさんもお見えになりました。説明申し上げました。理解をいただいて、将来そうしたことができ得る状況が相談できればということで、御理解をいただいているところでございます、今一つになっていくことをお願いして、こちらでは分離を認めるわけにはまいりません。ですから、御理解をいただきたいと思えます。

#### ○27番（石崎たか子君）

佐織ほかの地区と佐屋は全然違うんですね。佐屋は、最初から19のままでございます。分かれることかなんとか、一度も審議をされていないわけで、現に幾ら去年、「永和台」と書いてあったって、行政区がきちつとしておれば、こんな「永和台」で来るはずがないです。そんな幾ら注意で終わるのはだめだと思えます。

おかげさまで、大井町では昨年度本郷と永和台で、1年かかりましたが、確認書を交わすことができました。40年近く、一度もきちんとした話し合い、協議ができなかったものが、消防協力費と、そして土木の協力費も決め、それに従って去年もことしも予算が認められたらすぐ大井総代のところにお持ちしたわけでございますが、きちんと改革を早くしていただかないと、前進しないということをお願いして、この問題は終わらせていただきます。

最後に、若い世代の方に笑われておりますということの一つ言わなければいけませんでした。「総代」という名称でございます。若い人がまるで江戸時代ねということで、いつまでも旧大字を守る姿勢ともとられるわけでございます。ぜひ愛西市にふさわしい名称をと要望されておりますが、これについてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

総代に対しての呼称の関係でございますけれど、これにつきましては先ほど市長の答弁の中にもございましたように、佐屋、立田、八開地区が総代というようなことで、佐織は駐在員でございましたけど、そういうことから「総代」という文字を引き継いだわけでございます。その中におきまして、連絡調整会議を合併以後設立いたしておりますが、連絡調整会議の委員さんの中にも「総代」という文言がきょうびの時代になじまんじゃないかと、そういうような意見も承っております。私どもといたしましては、そういうような意見の中で、また連絡調整会議の中においても、まずは統合を第一優先として達成をし、それ以後において、また呼称においてはお互いにいい方向、納得のいく方向で定めればいいんじゃないかというようなことを委員さんの中からも承っておりますので、私どもとしては、その中でもんでいただいて、当然検討していただいた上で決めていきたいと、このように考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

今担当が申し上げました、そのとおりでありますし、御意見としてそうした提案もあったことは伝えてまいりたいと思っております。

そして、40年間協議がなされずにできたこと、私、市長にならせていただいてから石崎議員、あるいは地元の皆さん、あるいは大井町の皆さんに幾度となくそのことはお願いしてきました。

中で話し合いをしてくださいよと。すべてを洗い出してお話しして相談してくださいよ、何よりだったと思っております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

### ○27番（石崎たか子君）

総代制とか、これらの問題は最初、合併のときにやるべきで、今後、また機会あるでは遅過ぎると思います。早くそういうことに脱皮しないと、若い世代の皆さんがこの町に住まなくなります。ぜひ新生愛西市を目指していただきますよう、これも要望いたしておきます。

次に、2項目めの総合斎苑建設の見直しをでございます。

初めに、ご答弁いただきましたが、5月24日に出席された方から、行政側の方に総代、副総代も座っていたということで、合点がいかなかった。西保団地の皆さんは決して納得はされていないと思います。ますます市に対し、疑義が深まったことだけは確かでございます。きょうも議会傍聴にたくさんおいでになっておられます。こんなに多く傍聴されるのは、私の議員生活20年余になりますが、初めてでございます。毎日、西保団地の方は、夜11時、12時まで熱心に会合や協議を重ねられ、行政のことや、この火葬場問題で県などへ行って勉強をされております。また、先日来、ヨシヅヤやユーストアの店頭での署名運動など、必死に頑張っておられる姿に、私は胸が痛みます。何とかしてさし上げたい気持ちでいっぱいでございます。

幸い、西保団地から出されました公開質問書に、10名近い議員さんは見直しに「はい」とお答えになっております。迷って印をしなかった方は「いいえ」になっていたようでございます。これは、税金の無駄遣いへの関心度で、30億円近い税金が投入されることについて疑問を感じるということの問いでございます。今の署名にいたしましても、こうしてまたたくさん、きょうも西保団地の方にお渡しいたしますが、日に日にそういうのがやられております。自分のところでなければ知らないではひど過ぎませんか。

子や孫に禍根を残さないためにも、一丸となっておいで西保団地の皆さんに対し、議会での議決がされているからと、来年5月に市民から審判を受ける市長さんでございますが、それでも見直しをしないで建設を進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

### ○市長（八木忠男君）

見直しの件であります。

まず、来年審判をということでありまして。そして、もう皆さんも御存じのとおり、今おっしゃっていただいた「こんな市長を選んだ私たちの責任」と、これは自分の家内が門のところで配ってみえた方からいただいたものでありますけれども、そうしたことで、私、選挙のことは今、頭にございませぬ。任された任期を、この斎場建設にしても一生懸命頑張ったいと思っております。この市長を選んだ私たち市民の責任」ということを、私、市民の皆さんに責任を問うものではございませぬ。議員の皆さん方もそうだと思うんです。私も議員の皆さんも、市民の皆さんから負託を受けて出させていただいているわけであります。憲法15条4項、選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われないと、こうなっております。第2条は、公務員は公の皆さん全体の奉仕者としてということでありまして。ですから、議員各位でも、市民の皆さんの負託を受けてみえて、その皆さんに責任を問うなん



てさらさら思われんと思いますし、私も決してそういうものではございません。市の責任において、この事業は進めてまいりたいと思っているところであります。

#### ○27番（石崎たか子君）

御答弁、私の質問した内容にはちょっと答えていらっしゃるんですが、市長さん、それはいろんな場所に出されておりますが、今はもっともっと新しいものが出されておりますので、市長の話は出ておりません。持っておられますか。それを何かあちこちの総会でも同じように申されていたので、今ちょっと進んだことがあるということで申しました。

冒頭に申しました旧佐屋火葬場についてでございますが、私は火葬場の話が出たときから、環境部の職員さんに、旧佐屋の増改築ではいけないのか、あのあたりの方にも、そのときからもう聞いておたわけでございます。答えは、当時、燃料問題で都市ガスが最優先で、永和にはガス管がないからだめ、そして津島市との難しい取り決めがあると言われ、断念をいたしております。私は、無駄遣いはやめるべき。そして、元小泉総理が言われていた民間でできることは民間に任せるという思いと、西保団地の皆さんのお気持ちをおもんばかり、周囲の御意見を聞くため、活動をしてまいりました。

これは、最初からおかしな火葬場建設問題でございます。この斎場建設を計画された時点で、旧4カ町村で、1カ所だけある旧佐屋の火葬場の存続や調査・検討を当然やるべきだったと存じます。議事録にも、お話にも聞いておりませんが、一度も審議をされなかったのか、改めてお尋ねをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

この現佐屋の斎場の件であります。これは過去の旧佐屋時代から最初の建設当時、そして途中で炉の改装の折、そんなときの隣地の皆さん、あるいは津島市の方などなどの大変トラブル、反対もあったということも聞いておりますし、あそこで増改築ということは、最初から、今西保町さんをお願いをしている220メートル以内に六十数軒もう住宅があるわけです。ですから、そういうこともすべてクリアして、この墓地埋葬法の法の中で進めなくてはいけないということでありまして、ですから範囲が土地を買収、もっと大きくなれば当然住宅はもっともっとふえるわけでございまして、そういうことからして、現斎場のところでの計画は持っていないということでございます。よろしく願いいたします。

#### ○27番（石崎たか子君）

そうしますと、一度も協議なりされなかったということにとらせていただいでよろしいでしょうかね。

この火葬場周辺ですね、佐屋の火葬場ですが、永和学区にはたくさんの議員がいるのに、だれも動かなかつたじゃないか、もったいない、この火葬場を使えばいいのではないかと、おしかりも受けました。私は、絶対反対されると思っていた御主人がそんなことを言って、「あんた、よう動いたって」ということで言われたわけでございますが、この付近の方々は40年もあそこに火葬場であるということで、土地の利用価値はなくて、全くお気の毒だったと思うわけでございます、あの西側あたりの方ですね。その辺も、市側は最初に気配りをしていただいけな

かったかと、これも残念に思う次第でございます。

今も言われました津島市との協定があり、できないということを、その敷地の中に持っていた方も市長に言ったんだけど、難しい、難しいということではおっしゃいました。鹿伏兎の方にお聞きしたんですが、おやじのときにはいろいろあったかもしれないと。今はそんなもの何も書いたものもないし、何もないんだよとおっしゃったわけでございますが、これはないですね。何かありますか、津島市さんとの協定は。

#### ○市長（八木忠男君）

そうした書面的なものはないと聞いております。

#### ○27番（石崎たか子君）

あったら出していただきたい。大井と佐屋町の間では道路をどうしろというようなことの話し合いはあったそうでございますが、だからその方に申し上げて、その方も同意書というんですか、皆さんのためになるならということでやっていただきました。ただ、1軒だけは、こういうふうに皆さんにいただきましたよということで行ったら、奥さんが、「父ちゃんが判を押しちゃったけど、私はできたら反対なんだわ」と言われた奥さんもございました。それは、なるだけ自分のとこだって近くに来てほしくない施設でございます。

火葬場の場所が西保町に決まった大きな理由は、都市ガスが155号に通っているからと聞いておりました。西保団地の方もそのように聞いていると。それで、この前の議会では燃料について部長は明言を避けられました。基本計画の中でも、環境影響調査をするときでも、燃料が何であるかによって調査方法が違ったのではないと思いました。現在、佐屋では灯油を使っておいでのようですが、燃料はどのようになったのか、お尋ねいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

新しい計画の中での斎場計画につきましての燃料の検討でございますが、大変おくれておると言われると、そうした時間がとっておるといことなんです、基本計画をつくらせていただきまして、御承知のように基本設計に入りたいと、今準備をさせていただいております。最終段階に来ておると思いますが、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

おかしいではありませんか。もしガスなり灯油を使う場合は、隣の名鉄電車はまたこういう危険物ということで、規制とか何かがあるはずでございます。そこら辺の法律はわかりませんが、それでも都市ガス以外に決定されるとしたら、西保団地の方々や議会においても虚偽を言われたこととなります。灯油やLPガスなら、何が何でも西保町でなくても、この旧佐屋の増改築でよかったはずでございますし、旧立田、八開でもよかったはずでございます。西保団地の皆さんには、避難所もつくる話までされたそうでございますが、返す言葉もございません。

今、もうしばらく待ってくれと言われて、こんな計画があつていいんでしょうかと、今また怒りを新たにされたわけでございますが、その前には、部長は転圧をかけてやるような発言をされておったわけでございますが、東邦ガスさんとしてはもう引くことさえもできないというようなことを聞き及んでおります。市長はどう感じられましたでしょうか。

## ○市長（八木忠男君）

この計画の段階でも申し上げてきましたが、関市の方でも両方併用で使ってみえる、あるいはそうした選択肢の一つで、ガスの配管もできているというような判断の中で進めてきているわけございまして、先ほど部長が申し上げました、これからいろんな協議の場で最終決定はなされるわけでありませけれども、そうしたことも踏まえて選択肢の一つということで御理解をいただきたいと思ひます。

## ○27番（石崎たか子君）

きょう傍聴されている方も、絶対怒りを新たにされていると思ひます。

計画するときには、全部そんなこと出てから基本設計じゃないんでしょうか。また、ただいまは新聞折り込みチラシが市民の反響、想像以上でござひます。本当にこうやって毎日毎日、署名ですね。これきちっと皆さんが何部か出してきておられます。

この火葬場建設においては、合併特例債をもちろん利用されると思ひますが、これを利用することにより、歳出予算に対する公債費の割合は年々ふえていくことになると思ひます。安易にこういうことを受けようとすれば、それは合併のあくまであめであつて、借金は借金であります。借り過ぎると大変なことになります。昨年にもこの質問がござひました。対象事業費のおおむね95%が特例債として認められ、その元利償還金の7割が普通交付税の基準の財政需要額の中へ算入されます。地方交付税の原資として、所得税、法人税、酒税、これ3.2割でござひますが、消費税が2.95、たばこ税2.5、その市の収入状態に応じて自動的に決まっていき、元利償還金の7割を地方交付税として、必ずこれはいただけるものとは確約されていないということですが、このように理解してよろしいでしょうか、お尋ねします。

## ○企画部長（石原 光君）

交付税、合併特例債の仕組みの関係について御質問をいただいたわけござひますけれども、それに対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

交付税の算定の仕組みにつきましては、今議員申されたとおりでありまして、交付税の原資というのは法定五税、これが一応その原資になっております。

それで、ただいま御指摘をいただきました、昨年議会でもこういった御質問にお答えをしたと思ひますけれども、合併特例債の元利償還金、これは70%が基準財政需要額に算入されることになっております。これは合併特例法の中にきちっと規定が設けられております。

ただ、議員申されるように、70%の例えば金額がこれだけという部分の確約というものは、仰せのとおり決まっております。当然、交付税というのは基準財政需要額から収入額を差し引いたものが地方へ配分されるわけですね。ただ、先ほど申し上げましたように、現行の特例法、あるいは制度をとらえる中で、これはだれしもそうなんですけれども、今の法定五税、原資が5年先、10年先、それがどうなるかということがわかりません、これは。その中で交付税の配分がどうなってくるか、これもわかりません。ただ、今言えることは、合併特例法という一つの規定の中にその70%ですか、基準財政需要額に算入されますよというのが既成の事実でありますので、現行の法、あるいは制度をきちっと踏まえた中で、きちっと判断をしていくべきで

はなかろうかというふうに考えております。

### ○副市長（山田信行君）

財政のことについての御質問でございますので、私からも少し愛西市の財政状況について御説明をさせていただきたいと存じます。

冒頭で、我が市の財政状況にかんがみというような御質問がございましたので、私どもの実態を、基本的な数値を示しながら、愛知県下の状況、また全国レベルの状況がどうなっているかということをお願いしたいと思います。

愛知県下には35の市があります。そして、全国的には782の市がございます。そうした市の中で、愛西市はどの位置づけがあるのか、七つの基本的な指標を申し上げまして御理解をいただければと思っております。

まず最初に財政力指数でございますが、これは0.75でございます。この指数は、自治体がひとり立ちできるかどうかを目安にするもので、1以上あれば交付税が不交付になる数字であります。これは、県下では34番目、あまりよろしくはありません。全国では320番目であります。

次に二つ目の実質公債費比率、これは5.3%であります。この数字が大きくなりますと、財政が硬直化するという数字でございますが、愛知県下では3番目であります。全国では9番目といういい位置にあります。

三つ目に実質収支比率でございますが、これが12.3%であります。これは、決算内容が黒字だとか赤字のその度合いを見る数字でございますけれども、我が市は県下で2番目であります。そして、全国データはございませんが、ちなみに夕張市を見てみますと、夕張市はこれが赤字の791.1、こんな膨大な数字でありましたので、御存じのように破綻をしたわけであります。

次に、四つ目の経常収支比率でございますが84.8%。この数字は、財政の弾力性を見る率でございますが、愛知県下では22番目、全国でも105番目でございます。

次に5番目として起債制限比率でございますが4.4%。これは、この率が20%を超えますと起債を起こすことに制限がされるようなことになってまいります。そういった率でございますが、愛知県下では7番目、全国でも13番目というまずまずのいい位置にございます。

そしてもう一つ、合併特例債の関係につきまして、先ほど企画部長も申し上げましたとおり、今私どもが基本計画で考えております斎苑の総事業費は24億2,200万円ほどを、今概算で見積もっておりますが、そのうちの95%と申しますと23億900万円ほどが合併特例債の対象になるということでございますので、一般財源の持ち出しというのは1億1,300万円程度にとどまります。それで、先ほど申し上げましたように、この合併特例債23億円余りをお借りして、元利償還とする場合にも7割が交付税の対象になるということでございますので、実質の市の負担は8億9,000万ほどになると試算をしております。要するに24億円の斎苑をつくるとした場合に、実質の市の全体の負担といいますのは10億300万円ほどになりますので、先ほどのいろいろな指数を申し上げましたが、そういった指数の位置づけからすれば、これが将来の愛西市に厳しい状況になる、そういった指数にはならないよう、私ども堅実な財政運営を進めていきたいと、そのように今考えているところでございます。

## ○27番（石崎たか子君）

御苦労さまでした。

それでも、今何か大丈夫、大丈夫と言われておりましたが、できるだけ将来、これ償還するのが平成42年ということで、表を見させていただいたわけなんですけど、平成42年、この中で何名かは生き残られると思いますが、子供や孫にこのツケですね。例えば23億ですか、利息を入れて29億返していかなきゃいかん。こんなツケを子供たちにいいですかということで、償還合計が29億になっております。

それで、結局ツケを少なくするということがございますが、借金は30億円近く、5億円か、近江八幡市のように10億円ぐらいだと思います。この際、生産性のないものは必要以上に無駄遣いをしていいということでは、決して許せるものではありませんし、またこの先、50億円のプロジェクトとは別に、新たに立田、佐屋小・中学校の給食センター建設は、また本庁舎建設への検討委員会も立ち上げということでございます。一昨年の新年と敬老会のめでたい席で、前議長より第二の夕張の発言がありました。その直後の火葬場建設問題でございますので、住民の方が不安に思われるのは当然なことでございます。何らこれらに対して住民説明もありませんでした。幾ら合併特例債が認められておりましたも、今、大阪府など箱物行政が問われているときでございます。

今の建設計画での駐車場206台ですか、広さや、火葬炉とセレモニーホールを一体化して並べたあの設計図にもいろいろ批判が出ております。そして、市江児童館とその運動場、また隣接の名鉄電車などの承諾はもう既にクリアされておりますか、お尋ねをいたします。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず名鉄さんへのこちらからの打診といいますか、お願いでございますが、現段階では口頭でのお話は申し上げてございますので、今後はこの基本計画をつくり、位置等を確定した段階で、それぞれ文書をもってお願いをする運びとしております。他の関係につきましては、それぞれ御理解をいただき、承諾をいただいております状況でございます。

## ○27番（石崎たか子君）

名鉄電車さん、すぐ隣ですよ。隣地の口だけで大丈夫なんですかね。まだ、これも正式にというか、そんなことでいいんでしょうか。

それで、市江児童館の運動場ですね。今、グラウンドゴルフをしていらっしゃるかどうか分かりませんが、70メートルのところにあるのだから、これも心配でございます。

来る22日日曜日の午後7時30分より佐屋公民館において、総合斎苑の建設事業に係る環境影響調査の説明会開催が6月号の「あいさい」に載っておったわけでございます。住民の意見の反映は、原案説明会、公聴会に始まって、何度かしなければならないのに、全住民に建設計画や実施計画の説明会はいつ行われるのか、お尋ねをいたします。

## ○副市長（山田信行君）

私ども今回計画しておりますのは、あくまでも環境影響調査の結果報告ということでございまして、そのほかの公聴会とか説明会、そういったものは予定をしております。

## ○27番（石崎たか子君）

住民の方にある程度というか、わかっていたいで、御理解していただいた上で、市は進めていくのだと思っております。

最初でございますが、西保団地の方々は、セレモニーホールだけ要らないと言われていたわけでございますが、その後、市の対応や調査特別委員会とか、議事録を読まれたり、そして傍聴にもおいでになって、市の態度なり議会の態度を見られて、現在、白紙撤回というまでに態度を硬直されておいででございます。私も当然のことと受けとめております。

セレモニーホールについては、先ほども言いましたが民間でできることは民間でと。市民のために税金を使う事業とは、行政でしかできない事業のみ施行されるべきではないかと思いません。

先ほど言った永和学区のコミュニティ総会の折で市長は、宮本さんのセレモニーホールのアンケートは賛成・反対が半々でしたねということで、ちょっと宮本さんに投げかけの発言もされました。半々ということは、41と40%でしたか。普通なら立ちどまらなきゃいけないんじゃないでしょうか。検討し直すはずでございます。7割以上だとゴーでいいかなあということでございますが、きのうも部長、環境課長とも打ち合わせをしておりましたが、絶対セレモニーホールはつくるというようなことで、このセレモニーホールとしては、去年の8月29日でしたね。市長と総代さんとの取り決め、覚書書の中にも、それは一行も、セレモニーホール併設はその時点では書いてなかったんですが、だれがこれはつくってくれと言ったのか、お聞きいたします。

## ○副市長（山田信行君）

こういった関係につきましては、既にいろんな地元との協議を進めてくる中でも、地元からも要望がありましたし、それ以降、覚書を結んだ、正式にいろんなことを協議している中でも検討委員会、特別委員会でも、必要な式場、ホールだということで位置づけがされておりますので、そういった前提で私どもは基本計画を進めてきたわけでございます。

## ○27番（石崎たか子君）

それなら、なぜ西保団地の人たちに話をしていれば、こんなに大きな運動になっていくんでしょうか。私たち、永和台、大井の方の人でも、何でここの火葬場があるのもったいない。もったいないです、皆さん。利用されればいいじゃないですかということで来ております。こんなことで、半々でしたねで行かれる市長さんだったら、信頼が薄らいでいくのではないのでしょうか。

私は、去る5月にも、この窮地を愛知県知事あてにお手紙を出しました。一宮市長選の折にも応援をさせていただいて、存じ上げておりましたので、厚かましく申し上げたわけでございますが、一つの市町村で区域を越えるときは県だけでも、越えなければその市町村の定めるところでやってくださればいいというような回答もいただきました。10名近い見直しを求める議員さんもいます。市長にもし見直しの気持ちがおありでしたら、即座に西保団地の皆さんと話し合っていたきたいですし、火葬場建設計画で一度も協議されなかった旧佐屋火葬場の増

改築、ここは既に火葬場西側の方からは全員同意をいただいております。だから、新たに全部つくるなら220メートルも要るんですが、増改築ということで、現在の待合所を壊して炉をつくり、今ある炉を壊して待合所にすれば、それで500坪ですか、1,500平米ありますので、何とか今のスリムにということにおいては、これも検討していただきたいですし、都市ガスを使われなければ立田、八開の川べり、静かな場所も見直しということなり、元ごみ焼却場のあたりですね。参加する市町村で再検討するというので、これも環境衛生の方に問い合わせましたところ、当時の議事録もいただきましたが、何ら取り決めもされていないことがわかりました。

火葬場問題では、市側は議員にも住民にも虚偽や言いわけをたくさん言われました。特に西保団地の皆さんに対しては、信用失墜の感がいたします。市長は、市民が大きな疑問、先ほど言いました206台もの駐車場、その中でこのまま進んで、西保町に火葬場やセレモニーホールを建設された場合、未来永劫、西保団地の140世帯の皆さんの子や孫の代までつらい思いをさせるわけでございます。

人間として血が通っている方だと市長を信じております。着々と署名も集められております。西保団地の皆さんの決意は強固でございます。自分たちのために、市民のためにも考え、努力されていることが認められない市行政と議会に強い失望の念を抱かれておられるのも事実でございます。30億円のツケを残すか、10億円ぐらいですね、5億円、できれば少しでも借りない方法で考えていただく努力をするか、二つに一つでございますが、最後にこのまま、先ほどはつきりで見直しするという答弁もなかったんですが、最後に市長の、このまま行かれるのか、少しも見直す気持ちがあるのか、最後にお尋ねして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただいた点、見直しに関しましては、合併協議会、一緒になる協議会ですね。その場でも一番にしなければいけない大きな事業でした。今、旧2町2村がどんな状況かということ、立田、八開は祖父江へ、佐織は津島にと、そしてお地元というような状況の中で、これが計画を進めてきたところでございます。しかも地権者の皆さん、あるいは地元の皆さんに説明会もさせていただき、内諾も地権者の皆さんにはいただきました。そして、周りの土地の皆さんにも、あと名鉄さんとか、その範囲で、ほとんど御理解をいただいているわけでありまして、そうした流れの中で、現計画を見直すという、金銭的に実施計画の中で少しでも建築費をと、当然そんなことはこれから検討はしなくてはなりませんけれども、この計画を見直す考え方は持っておりませんし、先ほど旧佐屋斎場の件につきましても、地元のそうした範囲にある住民の皆さんのことも思いつつ、あの場では増改築はできないという判断でありますので、そんなこともあわせて御理解をいただきたいと思っております。

そして、次の日曜日には西保団地さんの方へも、また来てくださいということでありますので、私ども御説明に参らせていただく予定をしております。以上でございます。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて、27番議員の質問を終わります。

10分間程度、ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位2番の5番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

まず最初に、先ほど石崎議員から質問がありました斎場問題についてお伺いをいたします。

昨日、西保団地自治会から第1弾として、約8,400名の署名が提出され、第2弾、また後日提出されると聞いております。西保団地の活動は、単なる反対運動ではなく、法をゆがめた計画の進め方や税金の無駄遣いにまで指摘が及んでいます。市民の税金の使い方への関心は大変高く、署名集めに協力する市民の輪がどんどん広がっているのが現状であり、今回の署名活動で斎場計画に疑問を持つ市民が大勢いることがわかったかと思っております。

市長は、市民の皆さんの声に誠意を持ってこたえねばなりませんし、市長はさまざまな場所で国から6から7割のお金が戻ってくるから大丈夫とか、安く葬式ができるようになると説明されているようですが、その根拠についても順次お伺いしていこうと思っております。

しかし、きょうは市民の皆さんからたくさんの質問を預かってきておりますので、そちらを優先し、時間の許す限り、代弁者として一つ一つ質問をいたします。

まず最初に、セレモニーホールについて伺います。

私は、この必要性について、何度も議会で質問してきましたが、市長の答弁は、市民に喜ばれるからつくるんだとか、つくれば特に佐屋の方々に喜ばれるとか、私の周りでみんなが欲しいと言っている、そして地権者もつくってほしいと言っていると、大変抽象的な答弁ばかりでした。行財政改革をマニフェストの1番に掲げていらっしゃる市長ですから、それなりの分析データを示して答弁いただかねば、マニフェスト違反と言われても仕方がないのではないのでしょうか。きょうは、その日ごろの発言の根拠をしっかりと示した答弁をしていただきたいと思いますが、セレモニーホールが必要であると判断した理由について、根拠となるデータを示して説明してください。

また、セレモニーホールが愛西市民にとって不足しているというのであれば、その不足しているデータも示してください。

次に、市民の意見に耳を傾けた斎場計画にということについてお伺いいたしますが、この間、基本計画策定後、パブリックコメントの機会が設けられました。しかし、市長は議会の中でパブリックコメントによって基本計画を大きく変えることはないと言われ、そのパブリックコメントを扱われました。パブリックコメントは、市民の意見を計画に取り入れるために行うものでありますので、立案時に行わなければ意味がありません。しかし、愛西市パブリックコメ



ント手続に関する要綱には、どの段階でパブリックコメントを実施するのか明記されておらず、不十分なものになっております。市民参加に取り組んでいると形式的にパブリックコメントが使われてしまうおそれもあります。市民参加を公約している市長として、この要綱の見直しを求めますが、いかがでしょうか。

次に、都市計画法についてお伺いいたします。

都市計画法では、公聴会の機会が設けられたり、意見書の提出ができたりと、市民と一緒にまちづくりを考えると趣旨が込められた法律です。パブリックコメントや説明会とは全く違った性格の公聴会が開催できるということになっておりますが、この公聴会の開催について、私はすべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、斎場問題での三つ目の質問ですが、斎場への進入道路の問題で、2カ所の土地が買収できていないまま道路拡幅工事がされた問題について伺います。

3月末で工事終了との説明があったにもかかわらず、道路としての用をなしていない状況があり、建設部の方で説明を受け、土地の買収のめどがつかないまま道路拡幅工事がされたことを知り、私は大変驚いております。先月、5月に担当課の説明を受けましたが、登記上の地権者は既に死亡しており、相続問題で難しい問題があり、相続権のある方と連絡がとれていない、連絡先も教えていただけないということでした。もう1カ所については、新聞報道によれば売却の意思がないとのこと。こういった事情があるにもかかわらず、どうして道路拡幅工事を進めたのか、その理由と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、学校給食についてお伺いいたします。

現在、佐織地区では自校式で給食が実施されており、佐織中学校ではランチルームがあり、昨日、保護者や近隣の人たちが給食を生徒とともにいただき、食育のお話を聞くといった企画がありました。その一方で、立田地区と佐屋地区の給食センターを統合するという話が持ち上がり、この格差を市民は受け入れるだろうかという思いでおります。

昨日、教育委員会の給食センター統合についての資料をいただきましたが、食育や地産地消よりも財政面を重視するといった残念な報告をいただきました。私は、4年前の9月議会で農林中金総合研究所による学校給食アンケートをもとに、子供たちの食生活の実態を紹介し、農水省の食育実践地域活動支援事業で、学校給食を通じて食育の実践活動を推進していること、また農協や農業団体にも給食を通しての地産地消を推進していることを取り上げました。また、立田村議会では地産地消の給食を実践している今治市へ視察に行き、地産地消の給食について勉強してまいりました。そして、昨年は豊橋市で有機農業全国大会があり、今治市の担当者も発表者として参加されており、給食による人づくり、まちづくりが実践されている今治市の取り組みに改めて感心をいたしました。

私は、管理栄養士の方々も多く参加されるような給食問題の会合に時折参加させていただきませんが、食育とか子供の顔が見える給食体制は1,000食が限界と現場の方々から聞いております。食数がふえれば、どうしても加工食品がふえる、地産地消も難しい、食の安全やアレルギーへの対応も大規模センターで実施するのは問題があるということを知っております。

前回の議会ですけれども、3月の経済建設委員会の傍聴をした折、当局の答弁で、給食での地産地消を進めていきたいとの答弁も私は聞いております。PFIを進めれば、そんなことができるわけがないと思ったわけで、この縦割り行政の実態を見た思いでおります。

4年前に、この愛知県に地産地消を取り入れた学校給食の取り組みについて事例を尋ねたことがあります。そのとき、稲沢市と佐織町の紹介がされました。佐織町については、大豆だったと思いますが、大豆を使った地産地消の給食が行われているということで、ぜひこの海部郡地域にも広げてほしいということをお愛知県から言われたことがあります。そうしたすばらしい取り組みをしてこられた市長が、どうしてPFIなのか、どうして大規模センターなのか、私には理解できません。

PFIを進めているのは、地産地消がかなわない大きな都市、都会であるというふう聞いております。そういったところでは、経済的メリット等が得られ、評価ができるかもしれませんが、今後地産地消を進める可能性がある、さらにこれから食の問題に取り組んでいかなければならないこの地域といたしまして、このPFIのメリットを私は感じることはできません。愛西市独自のこのメリットを生かした学校給食を推進していただきたい。そして、財政面を重視した大型化ではなく、子供個々の食育ということをお考えた判断をしていただきたいというふうにお考えしております。その点について、どうしてこのような大型化を進めようとしたのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

あとは自席の方で質問させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、最初のセレモニーホールの必要性の判断と理由といった御質問でございますが、セレモニーホールの必要性につきましては、まず私ども一昨年前の葬儀の件数を申し上げて御説明にしたいと思っておりますが、19年度1年間で愛西市で葬儀が行われた件数が554件という結果が出ております。そうした中で、約63%ほどでございますが、6割を超えておりますが、そうした方が民間のセレモニーホール、または地元の公民館、コミュニティセンター等々をお使いになっておみえになる状況でございます。

そうしたことを踏まえまして、今回、総合斎苑の基本計画をつくらせていただきました。この中にも基本理念として愛西市のすべての人が利用できる施設整備を進めていきたいというふうにお述べさせていただいておりますので、これに向かって進めさせていただきたいと思っております。

そして、もう1点、セレモニーホールの不足しておる状況等のお話でございますが、私どもが式場についての判断につきましては、この式場部門の併設につきましては、現在、それぞれ御承知のとおり核家族化等住宅事情がそのような傾向にあるといったことは否めないところだと思っておりますので、そうした状況の中で、葬儀を自宅で行うことが少なくなっておられるといったのが先ほど申し上げた件数からもわかるかと思っております。

そうしたことで、民間の施設の利用が6割を超えておりますので、そうした中で、愛西市内には大きなセレモニーホール等はございません。私がお聞きしておる中では、小規模な民間施

設が1カ所あるというのが愛西市の状況かと思っております。そうした状況の中で、地区によっては地域の防災コミュニティセンター等の使用に関しましても、それぞれのコミュニティセンターの設置目的等がございます。そうした中で、弾力的な運用がなされておるといふふうに承知をしております。

そうしたことで、他市の同様の併設をされた施設で見ても、火葬件数の約半数以上がこうした式場を併設しておるといふのが現状かと思っております。

そうしたことを踏まえまして、当市におきます今後の死亡者推計におきましては、年間約600件から、20年後といえますか、計画が20年後まで立ててございますが、最終段階の20年後には800件を越す見込みといった形の中でも、こうした利用がそれぞれ考えられるのではないかというふうに私どもは判断をいたしております。以上でございます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは都市計画法の関係に絡んで、御質問の関係からお答えをさせていただきたいと思っております。

都市計画決定に係る手続の中で、現在まで広報紙、それからふれあい箱の設置、それから愛西市のホームページ等に掲載をさせていただいておりますし、西保町さんの区会等で御理解もいただいて、そういった斎苑関係のお話が出たときには、そちらの方にお出かけをいただければお話が聞けるような状況になっておりますので、そうした状況についてはできておるといふふうに考えております。

それから、三つ目の道路関係についてお聞きでございますが、これについてはお答えをする前に、前もって誤解があってははいけませんので、お伝えをしておきたいと思っております。

議員が立田庁舎へお見えのときに、私もその席に同席しておりましたが、確かに2筆の関係については現時点までに市との合意の契約には至っておりません。その理由は何ですかとお聞きの中に、1筆については相続の関係があつて、市との合意契約に至っておりませんと申し上げました。もう1筆についても、何度もその理由をお聞きになりましたけれども、用地交渉を継続していく中で、やはりプライベート的なことがありますし、そういった感情的な問題は契約調印には影響するということで、諸事情があつて現在まで市との契約調印には至っておりませんということは申し上げましたけれども、地主さんが全く売る気がないというようなお答えはいたしておりません。誤解があつてはなりませんので、その辺だけ申し添えをさせていただきたいと思っております。

それで、議員各位にも去る9月の議会で可決承認いただきました予算の執行の関係、先ほど吉川議員から御質問がありましたように、いろいろと御心配をおかけしている点については、大変申しわけないと思っております。まず東保町の用地取得につきましては、過日、6月8日でございますが、市との調印に至りましたので、御報告をさせていただきます。

それから、もう一つの相続関係の関係につきましても、こちらにお見えになる地主さんの方が相続の手続を早急に進めたいというお話は私ども伺っておりますので、私どもとしてはそれが一日も早く終わっていただきますようにというお願いを現在しておりますので、よろしく願

いをしたいと思います。

**○教育部長（藤松岳文君）**

それでは、失礼をいたします。

私の方から、学校給食についてお答えをさせていただきます。

学校給食佐屋センターと立田センターの統合及び地産地消への取り組みにつきまして、3月議会の折でございましたが、宮本議員が一般質問でお取り上げになりました。繰り返しになるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

両センターの統合につきましては、集中改革プランに基づきまして、プロジェクトチームでありますとか、行政評価システム検討チームから提言をいただきまして、教育委員会にも諮りながら進めてまいったものでございます。その結果、愛西市教育委員会といたしましては、愛西市の財政状況を考慮いたしますと、単独調理方式が持つ教育的な有用性は十分理解できるわけでございますが、経済的な面におきましてすぐれておりますセンター方式を選ばざるを得ないという答弁をいただいたところでございます。

地産地消につきましては、既存の流通システムを利用している限りにおきましては、現状で精いっぱい状況であるのではないかと考えておりますので、今後は生産者、流通業者、給食関係者で何らかの仕組みを考えていかなければならない時期に来ておるものと考えております。以上でございます。

**○企画部長（石原 光君）**

一つ、ちょっと前後して申しわけないです。パブリックコメントの関係です。

今、議員の方からパブリックコメントの要綱を改正した方がいいんじゃないかというお話でございます。それは、公表の時期といったものが具体的になっていないというような形で私とはとったんですけれども、現行の要綱の第5条の中に、いわゆる政策の案の公表という規定がございます。その5条の規定は、「実施機関は、政策の策定等をする前に当該政策の案を公表するものとする」という案の公表について規定がございますので、当然その規定に基づいてパブリックコメントについては実施をしているという理解でおります。

**○5番（吉川三津子君）**

パブリックコメントにつきましては、ちょっと私の質問とずれがあると思うんですが、パブリックコメントを計画ができてしまったときにするのではなくて、やはり計画前の策定前のところできちっととらなければいけないということで、公表の時期ではないんですね。それが市民の意見が柔軟に計画に反映されるような形ということで、今の要綱ですと、どこでとってもいいような形になっていると思います。ですから、その辺のところを市民の声が反映しやすい時期にとるような形に要綱を改めていってはどうかということでお聞きしましたので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。

**○企画部長（石原 光君）**

御意見は承っておきます。

ただ、私が申し上げましたように、案の段階で公表するという規定も事実でございますので、

そんな中で一応現在までパブリックコメントをいろいろ実施しておりますけれども、その規定に沿った形で市の方もやっておりますので、ただいまいただきました御意見については承っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

では、順次御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

先ほどセレモニーホールが必要な根拠を示していただきたいということで質問させていただきました。その中で、私か持ち合わせているデータとはちょっと違っておりますので、全体で63.4%が民間のセレモニーを今使っているらしいです。そして、13.5%がコミュニティセンターを使っているらしいです。お寺が2.5%、自宅が20.6%です。

それで地区別に見ますと、佐屋の方ではセレモニーが既に70.7%御利用、それから佐織では66.5%、立田・八開においては自宅でやられる方が半分以上ということで、地域柄が出ていると思います。この中で、佐屋については自宅でやられる方が14.7%、佐織では8.5%なんですけれども、この中のどういった層の方がセレモニーがなくてお困りなのか、その辺をお伺いしておりますので、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

この件、担当が申し上げましたが、今、旧佐屋の状況もおっしゃっていただきました。御利用が70%ほどですか。そこの中の14%ほどは地元のセレモニー、あとの五十数%の方は津島、弥富、蟹江、こちらの方を御利用いただいているようです。そして、その数字の中で、4月にもこんなことがありました。西保町の方の葬儀が津島と弥富でありました。参列させていただいて、その施主さんのお話の中で、もう少し頑張っておってくれたら斎苑でできて、そこを利用できたになあというお話もあったことも事実であります。

担当が申し上げました、各今までの先進地、資料は皆さん方にお示しをしました、平成になってから斎苑を計画された市の状況、あるいは町の状況の中で、11施設が平成になってできた、その施設の中で8施設が併設ということでございます。これも担当が申し上げました、将来的なこと、あるいは地域の皆さん方、旧佐屋の方は特にだと思っておりますけれども、また地元の西保町の皆さんには、次の世代の皆さん方にも、あつてよかったというふうに思っただけのもの信じているところであります。

#### ○5番（吉川三津子君）

いつも市長は、ある方がおっしゃいましたと。それは1名の方じゃないですか。私は、全体としてどれだけのニーズがあるのか、どれだけの方が困っているのかということがしっかりない限り、市は事業をしてはいけないと思います。それをいつも市長は、こういうお話を聞きました、それは一人です。周りの方って一体何人なんだろうと、そういうことをいつも私は市長の答弁から思うわけですね。そういったデータの根拠をきちっと示さなければ、何十億という事業をそう安易にお一人の方からこういうことを聞いた、ほかの町でもつくっているからつくるんだ、それは理由にはならないと思います。

あと、どうして隣町のセレモニーホールではだめなのか。市長は、広域の津島との合併とい

うこともこれから目指していくということで、一番最初の議会の中でおっしゃいました。一つ間違えば、みんな同じ市なんです。隣町にあるものを使えるならば私は使えばいいと思うんですけれども、なぜ隣町のものではだめで、愛西市でということをおられるのか、その2点についてお伺いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

これは石崎議員もおっしゃっていただきましたが、ちょっとまた宮本さんのことを言っは申しわけないんですが、「民報あいさい」の中で、41%と40%、これはアンケートとして出されているわけですが、その一人の人、一人の人、一人の人、以前もおっしゃっていただきましたけれども、私も旧佐屋の大野町の方にもお伝えしましたよね。一人ずつのことであるけれども、それは全部の人には聞いておりませんが、判断としてそうする方がよしという地権者の意見とか要望なんです。ですから、吉川議員さんはまだ施主さんの経験はないとおっしゃいましたよね。そういう方の意見も聞いているんですから、私は。そういう中で判断をしておりますので、よろしくお伺いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

市長は、行革の一環として、市民ニーズというものをどのようにつかんでいくという手法で行政運営をされているのでしょうか。どうやって今市民ニーズをつかんでいらっしゃるのでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

市民会議の皆さんのことを言っはなんですけれども、そうした皆さんがこれからいろんな事業を進めるについても、無駄とばかり言っているといけないよという報告も受けているわけで、そのことが無駄というとらえ方かどうかは皆さん方それぞれ判断であるでしょうけれども、少しでも市民の皆さんが利便性、経済性のことを思って進めているところでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

もう一度お伺いいたします。

今、市民会議の方は市民ニーズをどのような手法でおつかみになっているのでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

市民会議の方がですか。今おっしゃっていただいたのは、市民会議の方が住民の意見をどのようにということでもありますか。

**○5番（吉川三津子君）**

総合計画策定に当たって、どのような手法で市民ニーズがつかまれたのか、その点、市長から御答弁いただきたいです。

**○市長（八木忠男君）**

これロジックモデルとか、皆さん方にお示ししてきましたよね、総合計画の内容についても。市民会議の皆さんにお世話になって、あるいは住民アンケートをとって、それも進めてきているところでもありますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

市長は、御自分でやっはらっしゃる市民ニーズのつかみ方というのを把握していらっしゃる

らないように私は思っております。グループインタビュー等を行って、個人の意見ではなくて市民ニーズ、住民意識を広くつかむ手法でグループインタビュー方法で、市民ニーズがつかまれています。だから、声の大きい人だけの意見が届くような行政運営はしない、声の小さい人の声もつかみ取れるような手法で行政運営をしていこうということで、そんな手法で今市長はされているはずです。そういった認識がないということは、私は大変問題であるというふうに思っております。

ですから、市長がだれだれに聞いたとか、そういう話で事業をされるということは、今市長が行っているこういった行革に私は反しているというふうに考えております。その辺いかがでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

市民会議の場にも出席させていただいたり、いろんな考え方をお聞きしたり、今般の判断でも議会の皆さん、検討委員会の皆さん、そうしたことにも説明をし、地元にも7地区それぞれ説明を申し上げ、セレモニー併設でこの内容でもって、西保団地の方には反対の方もおありでした。地元の皆さんにもお話し申し上げ、進めているわけでありまして、吉川議員が私の手法が間違っているという御判断は御意見として承っておきます。

#### ○5番（吉川三津子君）

大変矛盾があると。間違っているとは言いませんが、市長が公約として掲げられた行政改革の手法と、今回の斎場建設の手法とはゆがみがあります。それは、もう一度御自分が今どういった手法で行革、総合計画を策定されてきたのか、その点、再度御確認をいただかなければいけないというふうに思っております。

それから、もう一度市長に伺いたいですけれども、セレモニーホールが必要だと思われたのは、いつの時点でそういうふうに決断されたのでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

1番は、地元の地権者の方のよりよい施設、セレモニーホールもあわせてという御意見からであります。

#### ○5番（吉川三津子君）

それは大変な答弁であろうと思います。地元の地権者がセレモニーホールが欲しいから、十何軒の地権者がセレモニーホールが欲しいと言ったから決断した。総額、私が計算したら既に30億を超しているんですね、利息等を入れますと。そういったものを、地権者が欲しいと言ったからセレモニーホールをつくったんだということに対しては、大変問題であるというふうに考えます。ここの辺についてはこれ以上、また後で質問するかもしれませんが、次の質問に入ります。

先ほど副市長の方から、今財政の状況がいいんだというお話がありました。それは私もそういったデータを持ち合わせておりますので、わかっております。

斎場をつくっても大丈夫だよという意味でおっしゃられたと思うんですけれども、今大丈夫だから、このままこういった計画を進めていっても将来的に大丈夫なのか。危機感というのは

お持ちなのか、その点について、どんな危機感を持っているのか、お伺いしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

先ほども財政がよいとは言っておりません。特に逼迫したような状況ではないということ、愛知県下だとか、全国の位置づけから説明を申し上げまして、まずまずの健全状況にありますので、これから将来に向けても、必要なものについては堅実な財政運営のもとにやりくりをしながらやっていくという意味で、この計画を進めていきたい、そういう趣旨で申し上げました。

**○5番（吉川三津子君）**

私も、必要なものについてつくっていくということは住民サービスとして必要だろうというふうに思っております。

今の斎場の計画について、維持管理費等についてどのような積算をされているのか、お伺いしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

維持管理費につきまして、基本計画では約年間5,000万円を予定しております。

現在でも斎場関係の維持費を見てみますと、愛西市の斎場の維持管理には3,400万ほど年間かかっております。そして、津島市とか祖父江斎場でお世話になっている方々にそれぞれ差額分の負担などをしておりますけれども、そういった関係を含めると、今回新しくつくる関係が5,000万といたしましても、今回つくることによりましての基本的な使用料収入なども入ってまいります。そういったことからいえば、今3,400万円いろいろかけておりますけれども、特にそれを上回るような負担が新たに生じてくるというふうには見込んでおりませんので、維持費で負担になることはないと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

今、この斎場の関係で借金もするわけなんですけれども、この額縁道路と地元で言われている道路などを含めると、市の負担が12億3,000万円、利息を含めてですね。国の方が20億5,000万ぐらいになると思います。公債費が多い年度につきましては、大体1億7,000万円、満額交付税が来たといたしましても、差し引き5,000万円ぐらいの支出が出てくるだろうと。この公債費の方で払っていかなければならない、それが新たな支出であろうというふうに思っております。それから、先ほど基本計画の中の5,000万円というお話がありました。そこには、セレモニーホールを併設されて管理棟で働く方の人件費等も含まれておりませんと聞いております。そうすると、年間にどれだけかかってくるということをきちっと試算しないと、市長がいろいろ目標値を財政の方で示していらっしゃるんですけども、そういったものにも大変影響するでしょうし、それから今15億円、地方交付税を余分にいただいております。一本化の算定になると、この15億が減るわけです。

そういった状況から考えると、合併後10年後から減額になっていくわけなんですけれども、大変な負担になっていくんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺まで試算はされているのでしょうか。私は、きちっとこれは基本計画をつくる前にこんなことはわかるわけですよ、大体は。何度も、私は維持管理費は幾らですかと聞いても、今ごろわかるわけがないと



いうことでお話を承ってきましたが、これは私なりに試算をさせていただきました。

相当な負担に私はなっていくんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、こういった負担がふえる中で、市長はセレモニーホールをつくと安く葬式ができるということをいろんなところで説明されております。大体どれぐらいでできるようなことを考えていらっしゃるのか。新たな負担がふえる、それでなおかつ安くやるということは、ある程度そういった負担の費用も持っていくことになると思うんですけれども、その辺、金額的なことはどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

セレモニーホールの民間委託の考え方は、皆さん方にお伝えをしました、市直営でないということ。そして、先進地も勉強しますと、例えば部屋の使用料が10万円とか、5万円とか、20万円とか、いろいろのようであります。愛西市に当たる数字をもって今後具体的に進めてまいりたいと思っておりますけれども、現段階でおおよそ10万円なら平均かなあということは思っておりますが、今の段階ではまだ、予定的なものを具体的には今後進めさせていただきます。

**○5番（吉川三津子君）**

仮に10万円と言われると、どれぐらいの市の方に負担が発生するのか。この10万円というのは、民間で葬儀するのと……。

**○市長（八木忠男君）**

私どもは部屋の使用料だけをいただくわけでありまして、例えば葬儀の進行とか、中のお花とか、はがきとか、すべてそういうことは施主さんが民間の方にお願ひしていただくということでありまして、あくまでも私どもはその部屋を利用していただく話を申し上げております。

**○5番（吉川三津子君）**

先日、インターネットで見たところ、8万円とか、民間であったわけで、どれぐらい安くなるのか、私にはちょっと想像が付きませんが、先ほどから市長は市民の皆さんに合併特例債で65%ぐらい戻ってくるとか、安く葬式ができるということで、あちこちでお話をされていて、市長がお話しされるたびに私の方に情報が来るわけなんですけれども、先ほどからお話を聞いていると、地方交付税だって返ってくる保証はないですよ。私もいろいろ勉強して、補助係数とかいろいろ単位金額とかあって、その辺のところをいじれば簡単に交付税額なんて変えられてしまう。それから基準財政需要額、ああいったものもいろんな国の法律の中で変えられてしまう。そうすると、満額返ってくる保証はないだろうと、そう考えた方が、私は普通の考え方だろうというふうに思っております。それは、地方交付税が毎年毎年枠が小さくなっていくからです。その枠をみんなで分けるんですから、少なくなるのが当然なんです。

そういった中で、市長は戻ってくるから大丈夫、お葬式が安くできるから皆さんのためになるとおっしゃっているんですけれども、その二つについて、全く私は根拠のないことを市長は言っているんじゃないかと思っておりますので、そういったことは言わないでいただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

御意見として承っておきますけれども、どこで私の、安くできるから云々とか、そういうことをどなたかが吉川議員にお伝えされているかわかりませんが、ちょっとこれからどこの場でどうやってしゃべっておったよということも聞かせてください。よろしくお願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

市長はすぐにそういう個人的に追及されるようなことをされますが、私はそういうことは望みませんので、そういった連絡をすることは今後はございません。

それから次に、こういった公債費比率、維持管理費が発生するわけなんですけれども、これから集中改革プランで17億ですか、予算の枠を小さくしていかなければいけないというような数字も出ていると思うんですが、こういった維持管理費はどんなところから捻出していくのか、そういったプランについてはどうお持ちなのか、お聞かせください。

○副市長（山田信行君）

維持管理費の関係につきましては、先ほども御説明いたしましたように、原価計算的なものをした上で適正な使用料収入を見込んでまいります、それが特に皆さん方に大きな負担になるような金額にはならないよう、そういう設定をしていきたいと思っております。

○5番（吉川三津子君）

使用料の設定が皆さんの負担にならないようになると、どこかで税金で補てんしなければいけなくなるだろうと私は常々考えております。

次に、ちょっとお伺いいたしますけれども、先ほど石崎議員の方から大井の方の、今稼働しております火葬場について質問がございました。私は県の方とお話をいたしました。あそこについて、あの敷地内で改修する場合、220メートルの制限というのはないと私は聞いております。そこら辺きちんと確認されているのか。これは、市長の考え次第で、あそこで改修が可能であるだろうと、私は県の方とお話しして見解を持っておりますが、しっかりとあそこでできるかもしれないといった思いで調査されたのか。あそこでできないかという工夫をされたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

敷地の質問でございますが、現在の愛西市の斎場は面積約1,560平方メートルございます。先ほど石崎議員も、現在のところを使いながら、そこへ4炉なりの火葬棟を設けようとするならば、待合室を壊してやればいんじゃないかというようなことがございました。それは提案の一つかもしれません。しかし、そこを使いながらということだと、悲しみに暮れておられる遺族の方が1時間半なり2時間お待ちするのに、野天のところまで待っていただいても3年なり何なり使わないかんのか、そんな状況は私どもは考えておりませんし、新たな4炉の火葬棟をつくろうとすれば約1,000平方メートルぐらいの面積の火葬棟が要ります。それに伴う待合室だとか駐車場、そういったものも考えれば、今の1,560平方メートルの中ではとてもできない。そういったことから、県の許可は要らずに、そういうことを現敷地内でやればできることは承知しておりますが、そんなことは不可能なことだという考えでおります。

○5番（吉川三津子君）

いいお話をお伺いいたしまして、その中でやるのならば法律上可能であろうというお話だと、それは私も聞いてまいりました。

その中で、私は何らかの工夫をすればできていくというふうに思っておりますが、そこら辺きちっと業者等に寸法的なことを確認されたのかということをお伺いしたいと思っております。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

私の方から、先ほど副市長の方から答弁がございました、現の大井の斎場を拡張して建設を考えるとといったことについての、墓地埋葬法に關します第2条の細則の中では、私どもも確認しておる部分につきましては、周辺のそれぞれ新しいところで建設をお願いしております周辺の、例えば人家であれば220メートルの規制はかかってまいりますので、そのような形で私どもは県からはお聞きしておるといことで、訂正させていただきます。

**○5番（吉川三津子君）**

拡張の場合はそうです。面積等拡張の場合はそうだというふうに私も聞いております。その法律の中で、拡張とは何ぞやということまで県の方とお話をしておりますので、それは市長が今回の改修をどうとらえるかということ判断が変わってくるだろうというお話を聞いております。ですから、市長があそこでやる気になって考えれば、何らかの策が出てくる可能性が大変高いのではないかというふうに私は県の方で聞いておりますので、きちっとそちらの方を詰めていただけないでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいま議員がおっしゃられましたことにつきましては、私どもも拡張といいますか、その部分については市町村長の判断といいますか、そうした中で、それぞれ私どものとらえ方といたしましては、同じことをしなければいけないという解釈を持っておりますので、当然周辺の御同意をいただかなければならないというふうに判断をいたしておりますので、大変難しいお話かと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひもう一度、それはあそこでできる可能性があるというスタンスでもう一度考えていただきたいと思ひます。私の方といたしましては、あそのの炉の改修及び一つ二つふやすのはどうかという形でお伺いしております。そういった形であれば、敷地内でおさまるならば可能であると。あとは市長の判断であるということをお伺いしておりますので、これいつまで話しても平行線かと思ひますので、御検討いただきたいと思ひますが、その点よろしいでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

検討といいますか、先ほどお答えは申し上げましたので、あの場所では過去のいきさつ、おっしゃっていただいた炉だけを直せば云々とか、そういう状況じゃありませんし、市の新しい斎苑としての考え方の中で、あそこでは無理という判断をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

法的に可能であれば、コスト的に、この財政厳しい折です。将来的に税収も右下がりになることはだれもがわかっていることであり、地方交付税も減ってくる状況ですので、少しでもコスト削減という形で検討に値すると思いますので、これは要望として申し上げさせていただきます。

あと進入道路についてお伺いしたいと思います。

二つのところを買われていないということで、市長はこのことをいつお知りになったのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私ども市が確認ができましたのは、先ほども申し上げましたけれども、昨年9月ですね。ずっと継続をしまいらして、工事をしないと年度内に工事が施行できないということで、現在に至っております。

**○5番（吉川三津子君）**

これ予算化するときには問題にならなかったのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

愛西市の中にあります全件リストという冊子というか、何々町何番地はどのような地目で何平米で、どこの住所の方でだれというものを書いたものですが、それがありますので、所有者を調べることはできますが、その方の所有が今現在どういう状況にあるかとか、例えば家庭内の中身に入ることまでは知り得ませんので、交渉に入っていくからああいう形になったということでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

もう一度ちょっと詳しく聞きたいんですけども、9月にお知りになったということですが、何をきっかけにお知りになったのか。その後、入札の審査会があると思うんですけども、そんなときにこのことが問題にならなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

私が知り得る中では問題になっていなかったかと思えます。

**○5番（吉川三津子君）**

いつ、何をきっかけにお知りになったんですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

こちらにお見えになる方、地権者の関係、そういった方と交渉の中で知り得ました。

**○5番（吉川三津子君）**

それはちょっと間違っているんじゃないでしょうか。9月3日の斎場建設特別委員会の中で議長がちゃんと言っていらっしゃいます、当時の議長、佐藤議員ですけれども、「外国に行ってしまうと承諾してくれないのは買収できんだろう。職権でできるのか」と。篠田部長が「できません」とおっしゃっている。また佐藤議員が「できないだろう。遺産相続のときも同意してくれないで、外国へ逃げて行って云々」と。「まあいいわな、それは。用地の中でないでいいか」ということで、斎場の用地以外のところだから、買収がされていなくてもいいじゃない

かということが9月3日の特別委員会の議事録に残っているわけです。これは市長だって出席されていますよ。そういった状況で予算措置をされ、そして入札等も進められたことに対して、市長はどんな御意見をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

こうした道路整備、ここばかりじゃありませんけれども、そうしたいろんな状況の方が見えることも事実であります。今、県道の日置のあたりもお願いをしておりますけれども、そうした計画すべてがクリアした後で計画をとというわけにはまいりませんので、計画をきちっと持つてお願いし、私どもは買収をさせていただくための最大限の努力をこれからもさせていただくということでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

これを進められるに当たって、この用地取得のめどというのはあったのでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

めどがあるとして、私どもは計画を持つ考え方でおりますし、地権者の皆さんに御無理を言ってお買収をさせていただく。今般でも、他の1筆はそんなことでお願いができました。これからも、今の相続関係の方にも極力お願いをしながら進めてまいります。

**○5番（吉川三津子君）**

私は、今、市長は苦し紛れにめどがあったと言われたと思いますよ。特別委員会の議事録を見れば、当然これを見ていてめどが立たないということは、私でも想像がつかます。

それから、5月に篠田部長もお見えになりましたけれども、担当課に行ったときに、当人とまだ連絡がとれていないというお話もありました。そして、いろいろもめごともあるって、なかなか居場所を教えていただけないという状況も私は確認をしているわけです。相当難航した問題でありながら、こういったものを愛西市は進めてしまうのか。これは問題だと思わないのか、その辺、市長に聞いても仕方がないですかね。市長にお伺いしたいと思います。部長の方がよろしいですか。

**○市長（八木忠男君）**

部長が申しあげました相続のことについても、交渉の段階でそういうことを知り得たということでもありますし、今その地権者の相続の方も一生懸命そうしたことでお考えいただいているようでもありますので、私どもも精いっぱい頑張ってお願ひしていきたく思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ちょっと市長には失礼な言い方をしましたので、申しわけございません。

部長は、先ほど9月3日に特別委員会でこういった発言がされているということについては御記憶にないのか、それともそうでないのか、後でお伺いしたいんですけども、あとこういった買収ができないまま、めどが立つものについてはいいんですけども、居場所もわからない、連絡もとれないような事例というのは、今までこういった道路工事を進めてしまっているのでしょうか。私は、そういうことがあれば、もしかして買収ができなければ市に相当な損害を与えるわけですので、今現在使い物にならないような道路になっているわけです。その辺に

ついてはいかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど1回目の答弁でもお答えをしましたように、まずこちらにお見えになる相続関係者の方が相続はしたいと言ってみえます。それについては進めるというお話を伺っておりますので、議員が今質問の中でおっしゃってみえましたように、お国はわかっておりますが、細かい住所までははっきり私どもも立ち入っておりません。ただ、実際に残地で残る部分の方が多いものですから、そちらの方の、一遍所有者として、どなたがきちっと権利を有するかをはっきりしたいということをおみえになりますので、それはそれで私どもとしては尊重して現在に至っておりますので、よろしく願いいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

これは要望ですけれども、きちっとその辺の調査をして、損害を与えることのないよう慎重に今後進めていっていただきたいと思っております。

あとセレモニーホールが必要か否かということの根拠をきょう答弁いただいたんですけれども、大変その根拠に乏しいということ、それから合併特例債、65%返ってくる保証がないこと、それから維持管理費等の積算がされていないこと、そういったことを感じたわけです。

それから都市計画法の関連で、都市計画法の趣旨は、これを聞いて計画を見直していくのが都市計画法です。そういった都市計画法の趣旨からいたしますと、プロポーザルを既に進めてしまっていること、それから農振の除外をしてしまっていること、そういったことは都市計画法の趣旨に反するわけですが、その辺、進め方が、ほかの市町の事例を見ましたが、都市計画法の公聴会とか意見を聞く機会があるんですけど、そういうのを踏まえて基本計画を見直して、それから設計に入るのが普通の手順です。これ本来の手順と違った手順で進められておりますが、その辺についてはどうお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいまの県との都市計画の位置決定につきましての審議といたしますか、私ども今現在……。

**○5番（吉川三津子君）**

県ではないです。市の都市計画。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

順序といたしまして、まず私どもの方は県の事前協議を経て、その後、市の都市計画審議会に諮られるものと考えておりますので、今の段階では県の方への事前協議をさせていただき、その回答を待つものだと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

議長、質問と答弁と違っているんですけれども。

**○副市長（山田信行君）**

そういった御指摘をいただきまして、要は手順が違うんではなかろうかということですが、私どもプロポーザル審査も並行して進めることについては別段問題ないと、そういった考え方のもとに慎重に進めておるところでございます。

○議長（加賀 博君）

これにて、5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時30分でお願いします。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

市長より発言を求められておりますので、発言を許します。

○市長（八木忠男君）

少し時間をいただきます。

午前中の吉川三津子議員への答弁、セレモニーの考え方をいつ持ったかという質問の中で、地権者の皆さんの御意見も聞いてということをお答弁として伝えました。その補足追加ということで、当然私も計画を持つ段階で、市長としての考え方を検討委員会、あるいは特別委員会の皆さんに併設をお願いを申し上げ、御承認をいただいて進めてきているわけでありまして、そうした流れの中で地権者の皆さんからの要望もということで御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

それでは、通告順位3番の9番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「学校給食について」と「快適な生活環境を確保するには」、この大項目2点、質問をさせていただきます。

最初に、学校給食にもっと麦御飯をについて質問をいたします。

戦後、暮らしが豊かになるにつれ、麦御飯は姿を消していきましたが、近年、再び麦の持つ栄養や機能が注目を集め、麦御飯は健康食品として食卓に上るようになりました。私の世代は麦御飯で育ったものであります。学校給食の献立を見ますと、本年2月、延べ20回の給食の実績によれば、主食が愛西市では麦御飯が1回、白飯が13回、あとはパン、めん類等であります。私の孫が行っております岐阜県の小学校では、麦御飯が13回、白飯が1回、大根飯1回、あとはパン、めん類等であります。麦御飯と白飯の回数は歴然としております。

栄養面を考えますと、白飯より麦御飯の方がビタミンB1とビタミンB2、食物繊維が豊富であります。製品100グラム当たりの栄養価として白飯はビタミンB1が0.19ミリグラムに対して、麦御飯は0.22ミリグラム、ビタミンB2は0.02ミリグラムに対して0.04ミリグラム、食物繊維は白飯が0.2グラムに対して麦御飯は0.6グラムであります。ビタミンB1、ビタミンB2については、白飯に強化米を入れることで補うことができますが、食物繊維については基準値を充足しにくい状況でありますので、積極的に麦御飯を使用する学校給食がふえてきたのであります。

食物繊維は、私たちの体の中に入って、がんの原因となるものや、血液を汚してしまう物質

など、体の中に必要のないものを包み込んで体の外へ押し出してくれる働きがあります。愛知県学校給食会に問い合わせいたしましたところ、学校給食の運営は、学校設置者とその教育委員会の仕事でありますので、地域の特徴を重視した献立等を考える時期が来ていると指導を受けました。

1点目の質問であります。東京杉並区は独自に食育の一環として、すべての御飯を麦御飯に切りかえ、食物繊維の摂取等の助けとしております。次代を担う子供たちの健康をサポートするため、麦御飯の回数の増、または炊き込み御飯、ビビンバ、チャーハン、ピラフ、カレーなど麦御飯を活用してアレンジした主食とし、そうすることで麦御飯の特性を生かし、おいしく食べることができます。麦を学校給食に積極的に取り入れるつもりはないのか、お尋ねいたします。

次に、学校給食使用食材に産地物をについて質問をいたします。

産地のものを使用する地産地消の推奨については、現在の学校給食の流れであります。しかし、平成19年度中の愛西市における学校給食使用食材の実態を見ると、副食全使用品目74種類のうち、愛西市産は16種類、また食材として全使用回数340回に対して愛西市産が使用されたものは46回、わずか13.5%しか地元産は使用されていないのが現状であります。

平成17年度に食料・農業・農村基本計画が策定され、海部地域推進プランの重点的取り組みの一つに海部特有の特産物を発掘し、地産地消を進めることを掲げ、その目標達成の手段、方法として学校給食への地元農産物の提供推進を強く掲げておりますが、行政の取り組みが生産者には一向に目に見えてきません。

質問であります。愛西市の農業技術は高く評価され、ニンジン、トマト、レンコン、大根、イチゴなど県下びか一の産地であります。このような優良農業地域でありながら、地元の学校給食使用食材は生産者が期待するほどのものではありません。今後、主要食材の拡大を図るためには、一層の生産者と給食センターとの連携が大切かと思われまます。

そこで、生産者グループ、農協、行政の三者による検討会議の設置を呼びかけることができないか、お尋ねをいたします。

次に、快適な生活環境を確保するにはについて質問をいたします。

まず1点目であります。空き缶、空き瓶等ポイ捨てるものに対して罰則規定の制定であります。

地域の総会において、地域内の住民が明るく住みよい生活環境を維持・発展させるため、引き続き本年度も美化清掃等、区域内の環境の整備を協働活動で実施する旨決議されましたが、その中で、特に空き缶、空き瓶、弁当箱、たばこの吸い殻などあらゆるものが捨てられ、拾っても拾ってもなくなり、日常生活に不快感を覚えるとの意見が多く出されました。

私ども話し合いの中で、愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例では土地所有者の責務は定めているが、第一原因者であるポイ捨てをする者の責務はどうなっているのか、意見が集中いたしました。捨てる者のモラル、エチケットの問題を通り越して、何らかの制裁を加えるしかない結論となりました。



第1の質問であります、住民の快適な生活環境をつくるために、捨てる得を許すものではありません。県下14余りの市町村で罰則規定を設けて成果を上げていますと聞いております。ぜひ愛西市においても、愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例を見直し、ポイ捨て禁止、罰則規定を定めるつもりはないのか、お尋ねいたします。

2点目であります、条例でごみ散乱防止重点地域を定めているが、指定されている地区はどこでありますか。また、今までに違反行為者に対して勧告件数と内容をお尋ねいたします。

3点目であります、条例でごみ散乱防止推進員を委嘱し、衛生委員を兼ね、活動委託料として1世帯480円支払われており、総額1,032万円余り交付されております。私もかつて2年間、衛生委員として委嘱を受けましたが、全く有名無実な制度で、各地域では生かされていないのが現状であります。多額な経費を使ってまで委嘱する必要があるのか疑問であります。委員の役割等、行政が何を期待するのか、またどのような指導を日常しているのかお尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

給食に麦御飯でということでお質問をいただきました。

学校給食で使用いたしております麦御飯は、愛知県学校給食会の提供する基本物資でございます。主にカレーの日に使っておるわけでございます。この麦御飯は、「あいちのかおり」が90%、福井県産「ファイバースノー」という大麦が10%、あと強化米が0.27%入っておるような状況でございます。この大麦は、寒い地域でしか栽培できず、愛知県ではとれていないような状況でございます。この量の確保がなかなか難しいということも伺っております。また、10%という混入率につきましては、これ以上混入率を上げると、においが鼻につくとか、もそもそした感じが出るため、現在の率に落ちついたと聞いております。

麦御飯にはこれらの特性があるため、特に暑い時期には不評でありますので、あまり使用しておりませんが、しかしながら食物繊維の摂取目標値も設置されておりますので、昨年7月と9月には使っておりませんでした、本年は献立等を工夫して使っていただくよう取り計らってまいりたいと考えております。

次に、学校給食用食材に産地物をとということでお答えをさせていただきますが、学校給食では従来からなるべく地元でとれた食材を使うように努力をしてみたいところではございますが、既存の流通システムでありますとか、情報の経路を利用しての地産地消は、現状から飛躍的に拡大するということがなかなか困難ではないかと考えております。JAにも出向いて御相談をさせていただいたこともございましたが、新たなシステムをつくるということはなかなか一朝一夕にはできないのではないかと感じておるところでございます。

そのような状況の中で、生産者グループ、農協、行政の三者による検討会を設置できないかという御指摘でございますが、我々にとってはそうしたくてもなかなかできなかったのが現状でございます。力不足を感じておるところでございます。議員のお力をおかりしながら、実現に向けて努力もしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以

上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方から、空き缶等のごみの散乱防止条例の見直しについてということでございます。

この条例、議員おっしゃっていただきますように、罰則規定はございません。その中で、市民の責務といたしましては、第3条で、市民は自主的に清掃活動を行うなど、地域環境の美化に努めるとともに、市が実施をするごみの散乱防止に関する施策に協力をする責務をうたっておりますが、今の状況はそうした状況でございます。

次に2点目に御質問の、このごみの散乱防止重点地域の指定についてのお尋ねでございますが、現在、愛西市におきましては、この重点地域は定めておりません。また、そうしたことによりましての違反者の勧告等もございません。

そして3点目でございますが、ごみの散乱防止推進員さんの活動内容でございますが、議員おっしゃっていただきましたように、現在はそれぞれの町内の衛生委員さんに兼務をしていただいている状況でございます。活動内容につきましては、地元でのごみの分別収集等の御指導、また散乱防止について、不法投棄等の監視などを全般的にお願いをしておるものと思っております。以上でございます。

#### ○9番（村上守国君）

どうも御答弁ありがとうございました。

なかなか我々質問者の考えておりますような的確な御回答をいただけないような感じがしますので、二、三再質問をさせていただきます。

学校給食の関係につきまして、最初に教育長さんにお答えをいただきたいと思っております。

といいますのは、学校給食につきましては、栄養士さんが児童の健康を考えまして献立をおつくりになっておられるということは承知いたしておりますが、主食であります御飯類については、学校給食会に全くおんぶにだっこで、教育委員会として何ら自主性に欠けておるような関係で、何の考えも持たないのではないかという受け取りをいたしました。

愛西市の2月の献立のみでございますが、そこから判断しますと、食物繊維の摂取目標値が満たされておらないような気がいたします。ですから、白米に比べまして約10倍の食物繊維を含む大麦を主食にし、回数をふやすべき提案であります。

お答えの中にありましたように、麦御飯のみはなかなか食べにくいというようなこともございましたが、もっと児童の健康を考えるべきだと思います。

それで、今の食物繊維の不足しているような給食でよいのか、再度教育長さんのお考えをお尋ねいたします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

学校給食につきましては、今お話のように、教育委員会で管轄をしておるわけでございますけれども、現時点におきましては、どちらかといいますと食材もそうではございませんけれども、カロリーの方も十分とっていかなきゃならないというような状況でございますし、また先ほど

部長が申しましたように、流通経路等もございまして非常に厳しいものがございます。そんな中で、最大限の努力をしながら学校給食をつくらせていただくというようなことでございますので、御理解いただければありがたいと思います。

#### ○9番（村上守国君）

確かに学校給食というのは予算範囲内で執行するというのは当然でございますが、私ども調べたところでは、麦御飯を入れることによって1回当たり40銭ばかり高くなるというような感じも受けるわけでございますけど、それは現場においていろんな検討の中でも幾らでも、要は子供の健康管理というのが一番大事でございますので、今カロリーの関係も気をつけておられるというようなことでございますが、食物繊維というのは体の中で一番大切な物質でございますので、糖尿病だとか肥満防止だとか便秘だとか、いろんな効果が出ておるわけでございますので、現在の年に数回しか麦を採用していないというような愛西市の学校給食では、私は絶対いけないと思います。これは外野の者があまりが一が一言うことではございませんけど、要は現場を預かる皆様方、プロの栄養士さん等も交えて検討会をぜひやっていただきたいと思えます。

たまたま私は岐阜県の例を出したわけでございますけど、学校給食会等々に聞いてみますと、愛知県がこの点については若干おくれておるというような言い方もしておるわけでございますので、要は設置者の義務に与えられておりますので、教育長さんを中心にお考えいただきたいと思えます。

次の関係でございますけど、先ほど大麦の確保が非常に難しいと。寒冷地で栽培しておるためにどうのこうのという御答弁がございました。これも、県の学校給食会の方に主食を頼まれておられまして、何ら地元としての考えがないものだから、勉強する機会というか、そういうようなものを持ってみえないものですから、こういう形の結論が出るかと思えます。現在は全国的に水田が生産調整、いわゆる転作等をしてをやらざるを得んような状況でございますので、私の調べた限りでは、特に北陸、それから関東、四国、こちらの方でも奨励品種14種類ですか、年間18万トンぐらい生産されまして、大麦が不足しておるというのは決してありません。これはプロもそのような形をしておりますので、ただ愛西市の場合の学校給食会の方に主食は依頼されておりますので、もう少し独自性のある給食体制をぜひとっていただきたいと思えます。

それで、一つは児童の健康を預かる窓口として、もう少し独自の調査をしていただきまして、大麦の採用、すなわち麦御飯、あるいはそれに類するような主食として考えていくようなことはないのか、担当部長さん、お願いいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

大変ありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

担当ともその点よく詰めたとは思っておりますが、使用されておる麦の状況を御報告させていただいたということで、御了解がいただきたいと思えます。

大麦につきまして、これからよく検討もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

## ○9番（村上守国君）

私も栄養士さんに、質問する前に御意見をちょうだいしたわけでございますけど、先ほどから申し上げておりますように、愛西市の給食等々の献立においては、もう少し検討する余地があるのではないかなというような第三者の意見も聞いておるわけでございますので、ひとつ真剣に検討をしていただきたいと思います。

それと、生産地の問題、あるいは大麦の状況等々につきましては、幾らでも資料を取り寄せておりますので、資料をもし御入り用でしたら提供させていただきたいと思っております。

それと、先ほど教育長も言われましたように、答弁の中にも麦御飯が今の生徒さんの中では不評だというようなお答えもあったようでございます。確かに最初はなじまない点があるかと思えます。その中で、先ほど申し上げましたようにチャーハンとかカレーとか、こういう中に15%ぐらい混ぜて主食として提供するというのが非常に各地区で行われているような状況でございますので、ただ単に麦御飯のみということではなくて、カレー、チャーハン等々にアレンジして出すということが行われている学校の現場の声でありますので、そういう点について、くどいようでございますが、教育長さん、一遍これ実現するように御努力をいただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、学校給食使用食材に産地物をとというような質問に対して御答弁をいただきました。要は、そういう流通経路の関係で若干問題があるから、なかなか地元産が食材として採用することができないというような内容ではないかと思っておるわけでございます。確かに給食センターの方が生産者に対して現場へ行き、例えば野菜を分けてくださいというようなことは非常に難しいかと思えます。それと、今までのこのような議会での一般質問、それから御答弁の内容等々を見ておりますと、一方通行のような感じを受けるわけでございますので、要は生産者が給食資材として安定供給するためには、一つは給食センターと生産者がお互いに連絡を密にするという機会がないことには、これはうまくいくことがございません。そのために、例えば給食の年間の量、スケジュール、それから使用面等々もございまして、そういうものを生産者がよくのみ込んで、年間の畑における栽培日程等もつくった上で調整というのが必要ではないのかなあと思っておるわけでございます。

そこで、例えば生産者グループと給食センター、行政だけの話ではいけないので、その中に農協さんに入っていて、栽培面の指導、あるいは調整をやっていただかないことには、私は給食センターが地元の産物を年間通して利用するということはなかなか難しいではないかと思っておるわけでございます。答弁の内容を見ますと、以前、そのような働きかけをしたというような内容でございますけど、時代も大分変わっておりますので、いま一度そのような機会をぜひつくるようなお考えはないのか、お願いいたします。

## ○教育部長（藤松岳文君）

先ほどもお答えしましたように、やはり流通形態が非常に難しいということもお話ししたわけでございます。確かに協議をしていただく場所がないことには、給食の状況もそれぞれ違いますので、これからJA等にも働きかけをいたしながら、また給食の相談もしてまいりたいと

思っておりますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

#### ○9番（村上守国君）

担当部長さんの今の御答弁は、積極的な御意見のような感じを受けるわけでございます。

それで、私が先走ったのではございませんけど、このような質問を出させていただくためには、やはり農協さんのお考えも必要かなあという感じを受けましたので、日永組合長さんにも御相談申し上げましたら、これは農協組合本来の業務に値するんだと。ですから、そのような要請があれば、いわゆるノウハウ、技術力等も当然持ち備えておりますので、農協が調整役なり、極端な言い方をすれば生産者グループの方に働きかけてもいいというような前向きなお話も承っておりますし、県の農業改良普及所等々におきまして、新しい一つのモデル的なものとして、ぜひ実現するといいなあというような参考意見もいただいておりますので、地元産の産物を、我々生産者の立場で何とか一品種でも多く利用できるような仕組みを早急にお考えいただきますようお願いいたします。

次に、空き缶、空き瓶等ポイ捨てる者に対しての罰則規定をとというような質問をさせていただきました。この件につきましては、私が同じ質問を佐屋町議会でさせていただきました。同じ内容の質問を再び行わなければならない実態を行政側はよく考えていただきたいと思っております。

一つは、行政の動きが鈍いためにこのような質問をせざるを得ないということをよく考えてもらいたいと思っております。

それと、合併いたしまして、自治体の組織が大きく変わったわけでございます。ですから、一つの町としての取り組みと、市になってからの取り組みというのは全然感覚が違うかと思っておりますので、そういう点、よく考えていただきたいと思っております。

それと、罰則規定を設けないというのは、なぜそのような規定を設けないのかなあという感じがするわけです。現在、愛知県内の市町村でも、先ほど申し上げましたように罰則規定等を設けて、これは金額的には3万円以下とか、いろんな行政もございますが、その点、なぜ罰則規定を設けないのかということをお尋ねします。

それと、先ほど第3条でございますか、責務を申されました。その中で、行政は地域または他人様の土地に落ちている空き缶等々は全くノータッチで、地域の住民、あるいは土地所有者が拾えということなのか、再度御答弁をお願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず第1点目の罰則規定を設けない理由ということでございますが、当然いろんな条例等につきましては罰則規定を設ける部分もあると思っております。ですが、今回のようなごみの散乱防止等についてのそれぞれの条例での罰則について、私どもといたしましては罰則規定を追加することで済めばいいわけですが、なかなか現状をお聞きいたしておりますと、罰則規定はつくってもただ単につくっただけということになってしまう可能性も多々あるかというふうに判断をいたしますので、議員も同じことを御心配いただいておりますが、つくった以上は罰則規定に従ってということになるかと思っておりますので、いましばらくその点について勉強させていただきます。

そして、2点目の私有地と官地といいますか、当然私有地の管理については個人が責任を持って管理をいただき、官地については公共でそれぞれ道路なり何なりで管理をさせていただき、そのものについては私どもの方が責任を持ってということになろうかと思いますが、私有地の部分につきましては、今の現状では議員もおっしゃっていただいたように、民地内にあるごみ等につきましては、それぞれの地主様において御処分をいただきたく思っております。

**○9番（村上守国君）**

確かに現在はそれぞれ少ない職員の中で、しかも大変な重点課題を抱えておられますので、この事務的な複雑な罰則規定等々の取り組みについては一步下がったお考えであろうかと思いますが、ただ最近では、例えば名古屋市なんかの例を見ますと、たばこのポイ捨てには1,000円の罰則だとか、新聞を見ますと、岐阜の多治見だとか、いろんなところでそういうような例が出ておるわけです。そういう形をとらざるを得ないというのが今の各地域での悩みのなものではないかと思っております。

部長さんはどこにお住まいか知りませんが、そういう日常生活の中で周囲に空き缶とか瓶が放置されているような、これは困ったなと感じたことはありませんか。率直な御意見をお尋ねいたします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

私の住まいの近くでという御質問でございますが、確かに私、愛西市の北河田町というところに住んでおりますが、私のところのすぐ東のところに地元のちびっこ広場的なものがあるわけですが、そちらの方にもごみ箱等があって、私が見る限り、そうしたところにごみが多く目につくような状況にはあるように見受けたことはございません。

それと、私の近くでのそうしたちびっこ広場、公共施設のなところでもあまり目にとまるような部分についてはございません。

**○9番（村上守国君）**

確かに公園敷地内とか、そういうごみ箱等々常置されておるところについてはそういう状態ではないと思いますが、ただ沿道、いわゆる道路に面した田んぼとか空き地、そういうところは目につくわけでございます。たまたま佐織町はそういう点についてはモラルが守られておるか知りませんが、10人が10人、そういう意見が出ておるわけでございますので、そうしますと、ごみを捨ててはいけませんよという指導はだれがするんですか、それを教えてください。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

おっしゃっていただきますように、ごみのポイ捨てとか、ごみを散乱することは、先ほど申し上げたように、それぞれの市民の責務としてあるわけでございますが、当然行政の方としてもそうしたものの啓発には努めなければいけないと思っておりますので、広報紙等のスペース的には大きくはないかもしれませんが、この6月の広報にもそうした呼びかけを私どもとしてはさせていただいておりますが、まだまだその点不足しておれば、今後、広報紙、ホームページ等をお願いしていかなければいけないのかなあというふうに承ります。

**○9番（村上守国君）**

確かに6月号の広報紙にごみの散乱防止の関係で、虫眼鏡を使わないと見えないぐらい小さく載っておりました。要は、我々市民が日常の生活の中で支障を来しておるといような状況の中で、もっと行動に移すべきだと思っております。

それで、教育長さんにお尋ねをするわけでございますけど、私が常日ごろ感じておるわけでございますが、子供さんの義務教育時代については、空き缶等はむやみに捨てることはなかったわけでございますけど、たまたま私の横を高校生が自転車通学をしているわけでございます。その中で、二人乗りはするわ、空き缶はぼいぼいと捨てるわということがよく見受けられるわけですね。これは教育の問題なのか、家庭の問題なのか、教育長さん、率直に御意見を申し上げます。

#### ○教育長（五富利清彦君）

基本的には両方の問題だろうと思っておりますし、もう一つは本人の問題だろうと。ただ、義務教育の中で、現在やっておりますのは、当然道德の時間等を使いましてそのような話はさせていただいておりますし、各学校の方におきましても、通学路の清掃であるとか、あるいは八開の東海大橋の下の清掃であるとか、いろんところで子供たちが体験をしながら、ごみの清掃、あるいはこういうところにごみを捨ててはいけないんだというような意識をつけながら教育をしておるのが現状でございます。以上でございます。

#### ○9番（村上守国君）

確かにモデル的なお答えをいただいたわけでございますけど、要は年齢的なことじゃなくて、これが一生涯ごみ等のポイ捨てについては、いけませんというのはつきまとうわけでございますので、そういうような教育を踏まえて、子供さんの現場における御指導等々をお願いしたいと思っております。

それと、先ほどごみ散乱防止重点地域は定めてないというふうなお考えでございましたけど、なぜ条例ではうたっておりながら重点地域を定めていないのかということをお尋ねいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

ごみの散乱防止の重点地域の指定でございますが、これは市長が重点地域を定めとなっておりますので、当然必要に応じて定めなければいけません。現在のところ、私どもでそれほどごみが日常的に散乱しておる状況の地区を確認いたしておりませんので、そうしたところで地域の衛生委員さん等々からこういう状況だということを一度お聞かせいただければ、私どももそちらを確認させていただき、地域の皆さん方と一緒に重点地域として定めさせていただいて、清掃活動を行っていくというふうな考え方でおります。

#### ○9番（村上守国君）

何か我々が考えているような地域の環境行政とはほど遠いような気がします。要は、どれだけのごみがそこに放置されているから、その周辺を重点地域に指定するとか、そういう問題ではないと思っておりますよ。もっと基本的な計画を行政が持つておって、その中で幅広く理解しながら考えていくべきだと思いますよ。今のお話を聞いておると、愛西市空き缶等ごみ散乱防止条例というのは生きておるのか死んでおるのか、一遍教えてください。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

大変厳しい御質問でございますが、当然この散乱防止条例、合併と同時に制定をさせていただいておりますので、生きております。

**○9番（村上守国君）**

当然生きておるといってございませぬけど、ただ受け取り方そのものにつきましては、そうでもない部分が非常に多いわけでございますので、我々は規則だとか規定だとか条例だとか、そういうものによって毎日日常生活を送らせていただいているわけでございますので、せつかくこのような条例を設けておられましたら、それを大いに活用しながら、市民が生活しやすいような環境づくりをお願いしていきたいと思っております。

それと、衛生委員の役割等々、お話を聞きました。確かにそのようなものが要綱等でうたっているわけでございますけど、実際、委嘱された衛生委員の方が常日ごろ地域でどのような活動をされておられるかというのは、追跡調査されたことがあるのかということと、それからこれは委託業務でありますので、年度終了後、実績報告書ですか、そういうものを報告を求めておられると思いますが、そういう点はどうでしょうか。報告を求めておられて、どのような活動をやってみえるのか、二、三教えていただきたいと思っております。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

それぞれの衛生委員さんの活動内容でございますが、現在のところ、まだ衛生委員さんにおかれましては旧町村時代と同じ体制での活動内容というふうには承知をしておりますので、合併をいたしましてから統一的なお願いをしておるわけではございませんので、それぞれ旧町村時代をお願いしておりました内容をもとに、先ほど申し上げましたごみの分別指導等、いろいろと地域に合った状況での活動をしておっていただくものと思っております。

**○9番（村上守国君）**

そうしますと、委託業務でありながら、実績報告書というのは提出を求めていないということですか。それをちょっと教えてください。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

議員おっしゃいますように、活動報告につきましては今提出は求めておりません。ただ、地元の中での総代さん、そういう役員の方との連携の中で、適正にステーション等の管理をお願いしている状況でございます。

**○9番（村上守国君）**

今提出を求めていないというのは、僕は委託契約内容というのはちょっとつかんでおりませんが、執行科目そのものは委託料でお支払いでございますので、財政規則からいけば、当然委託料ですから、その業務内容に合わせて報告を求めるとというのが当然会計上のシステムだと思っております。これは既得権ではないと思っておりますよ。ですから、各町村時代にやっておりましたから、引き続いてやると。しかも1,000万円以上のお金が支出されておるといようなことでございますので、今盛んにやっておる事務事業の見直しの第一に上げるべきだと思いますよ。ですから、今後の衛生委員の委託料の支払い等々につきまして、ぜひ原点に戻って、愛西



市の財務規則ではこういう委託料の形をとらざるを得んというような事務処理をしていただかないと、これ一つのばらまき行政みたいな感じになっておると思いますよ。

例えば1世帯、衛生委員の方が愛西市に何人お見えになるかわかりませんが、果たして委託料の流れ的なものも、本来知っておっても言うことはできないわけですね。ですから、そういう点につきましてもしっかりと整理整頓していただいて、今後の衛生委員の委託料の関係等々については、別に払ってはいけないということではないですよ。しっかりと整理をしていただいて、だれが見ても合法的なものであるということを市民の方にお知らせしないとイケないと思います。

特に活動実績報告書は、契約するのかわからないのかわかりませんが、要は説明会が終わって、あとは年度途中、全然一回も接触を持たないような行政と衛生委員のやり方ではいけないと思います。特に前年度なんか、ごみゼロ運動というのは雨で中止されたと思いますよ。そういう中で、従来と同じような考えで衛生委員の活用をお考えですと、僕は大きな間違いだと思いますので、ひとつ見直していただくことを要望して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（加賀 博君）**

これにて、9番議員の質問を終わります。

ここで10分間ほどの休憩をしたいと思います。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位4番の14番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

**○14番（小沢照子君）**

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、「容器包装リサイクル法の推進を」と「税収納体制の改革について」の2点につきまして質問をさせていただきます。

最初に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が正式名称の、いわゆる容器包装リサイクル法における地方公共団体の責務についてでございます。

この法の第6条に、市町村はその区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、第3項には、都道府県及び市町村は国の施策に準じて分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとあります。このことにつきまして、本市の取り組みの現状をお伺いいたします。

次に、市町村分別収集計画についてでございます。

これは、3年ごとに5年を1期として、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならないとされており、本市におきましても、愛西市分別収集計画が策定されております。その中で、1. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、2. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、これは項目のみで御答弁をお願いいたします。3番、分別

収集を実施するものに関する基本的な事項、4. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項、5. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項等についてお尋ねいたします。

次に小項目の2点目で、レジ袋削減の取り組みについてでございます。

2006年に改正されました容器包装リサイクル法が4月から完全実施されたのに伴い、各地で自治体、住民、企業が連携して、レジ袋の削減に取り組む動きが本格化しております。経済産業省や環境省は、自治体と住民、そして企業が連携しての容器包装廃棄物の減量の取り組みに対する支援事業を06年度からスタートさせていますが、その中核になるのが自主協定によって地域のスーパーなどでレジ袋を有料化する試みで、07年1月から京都市が初めて行ったため、「京都方式」とも呼ばれていることは御承知のとおりでございます。

地球温暖化や循環型社会の実現のため、全国で進められているマイバッグ利用やレジ袋有料化など、本市のレジ袋削減に向けての取り組みについてお伺いいたします。

次に、小項目3点目の携帯電話リサイクルの推進でございます。

携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、我が国の産業競争力のかなめとも言われるレアメタルが携帯電話に含まれているからでございます。国内で1億台以上も普及している携帯電話には、金、銀などの貴金属とともに、リチウム、インジウムなどの希少金属が含まれているため、使用済み携帯電話は3R、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの観点から貴重なものと言えます。そして、その携帯電話をリサイクルするためには、何といたっても使用済みの携帯電話の回収が必要不可欠で、MRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）は地方自治体の協力に大きな期待を寄せ、具体的には家庭等に配布されるごみ分別の案内の中で携帯電話を捨ててはいけないものとして記載してもらうよう促しております。また、個人情報保護の観点からも、廃棄する場合は購入したショップで処理することを促すこともあわせて掲載していただけたらと考えますが、御見解を伺います。

大項目2点目の、税収納体制の改革についてでございます。

平成19年度の税収納体制と20年度以降の税徴収に対する取り組みの違いと、新たに設けられた収納担当部の組織変更の理由をお聞かせください。

以上、御答弁をよろしくお伺いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から容器包装リサイクル法に関するご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃっていただきましたように、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する第6条に、「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とございます。

そうした中で、市として何をしておるかということでございますが、市といたしましては、収集日を設けて、空き缶、空き瓶、ペットボトル、白色トレイ、布、新聞、段ボール、紙類、牛乳パックを収集を現在いたしております。そして、再商品化を促進するため、空き缶はさら

に識別分別をいたします。そして、分別収集をしたものは八穂のクリーンセンターを初め、民間施設にて処理をいたしております。

そして、2点目の市町村の分別計画でございますが、私ども昨年、19年の9月に、この20年度から24年度までの市の分別収集計画を策定させていただいております。それによります先ほどの御質問だったかと思いますが、ちょっと聞き取りにくく、大変こちらの方の理解ができにくかったので申しわけなくと思いますが、この分別収集計画の大きい項目だけを申し上げればよろしいのでしょうか。

#### ○14番（小沢照子君）

大きい項目をおっしゃってください、計画の中の。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

失礼いたしました。

基本的な方向ということで、本計画を実施するに当たっての基本方向を4点述べさせていただきます。

まずは1点目、容器包装廃棄物の発生抑制、そして再利用、リサイクルを基本とした地域づくり、次にすべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を図る。三つ目でございますが、市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。四つ目が、不法投棄の根絶を図り、環境美化を推進するといった内容でございます。

次に、レジ袋の関係でございますが、現在、レジ袋につきましては市内のそれぞれの事業所で独自に取り組みをしておられる店舗があるというふうには認識しておりますが、現段階では市といたしましては手がついていないといった状況でございます。それで、海部地区の環境衛生担当課長会議の中でもこの問題は出ているようでございますので、今後におきましては近隣の自治体や市の商工会にも御協力をいただきまして、そちらとの調整を図って今後進めてまいりたいと考えております。

そして、最後の携帯電話へのリサイクル推進の関係でございますが、この件につきましても、買い換え等で廃棄をされる場合につきましては、販売店に返却するよう広報紙等で啓発をさせていただき、また家庭ごみでの分別早見表などにおいて一般家庭ごみ収集カレンダーを作成する際にも、そうした内容を記載させていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○収納担当部長（水谷 正君）

それでは、税収納体制の改革についてという御質問でございます。

最初の小項目1の取り組みの違いはについての御答弁をさせていただきます。

19年の体制はの質問でございますが、税務課につきましては、20年度より市民税課と資産税課が統合され、課内での協力体制をより充実を図っていきます。現年度分の収納につきましては、関係各課の税務課、保険年金課、高齢福祉課、収納課、地域市民課の収納部門の連携の強化を図り、収納率の向上に努めます。収納課につきましては、19年度に滞納管理システムを導入し、20年度から滞納者の納付状況や交渉記録の確認が迅速になり、滞納整理を速やかに行えるようになりました。

また、20年度以降の税徴収に対する取り組みの違いはの質問でございますが、所得税から住民税への税源移譲による住民税の課税増や、景気後退による個人所得の減少、また物価上昇などにより滞納が増加しております。こういった状況の中、20年度の取り組みにつきましては、特に支払い能力があるにもかかわらず滞納している悪質な滞納者には強い姿勢で臨み、差し押さえ等の滞納処分を毅然たる態度で対応し、納付指導を行っていきたいと思います。以上でございます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

続きまして、組織変更の理由について御答弁をさせていただきます。

この関係につきまして、先ほど答弁いたしました収納担当部長を新たに4月から配置をいたしました。この理由につきましては、複数にまたがっております市税とか保険料を、現年度、過年度を問わずして収納率を向上させるために、4課ですね。税務課、収納課、高齢福祉課、保険年金課の収納部門の連携を図りながら、臨機に総括的な対応がされるよう、このような人事配置をしたわけでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○14番（小沢照子君）**

御答弁ありがとうございました。

あとの方の税収納体制改革の方からお願いします。

私はあえて「改革」というふうにタイトルをつけさせていただきました。ただいまの御答弁をお聞きいたしておりますと、これから非常に期待が持てるなというふうに思っております。

これから差し押さえ等という御答弁がございました。これまではそういうことはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

**○収納担当部長（水谷 正君）**

今までに差し押さえはございました。

**○14番（小沢照子君）**

その事例は数多くございますか、どれくらいでしょうか。

**○収納担当部長（水谷 正君）**

御答弁させていただきます。

19年度で言いますと4件ということでございます。

**○14番（小沢照子君）**

19年度決算これからですけれども、お示しくくださるのはね。18年度でお伺いしますけど、18年度は何件ぐらいありましたか。

**○収納担当部長（水谷 正君）**

18年度につきましては1件でございます。

**○14番（小沢照子君）**

18年度で不納欠損額が1億2,800万ほどあるんですね。それで差し押さえは1件ということでしたが、やはり税の公平性からいいまして、1億2,800万の不納欠損があるということは、これまでの議会でも取り上げられたかと思えますけれども、市長に伺います。これど

ういう感想をお持ちでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

大変厳しい数字だと思っておりますし、今担当が申し上げましたいろんな経済状況、社会状況もあるかもしれませんが、私どももきちっとした税の収納体制、今後とも厳しくしていかななくてはならないと思っておりますし、私、今般、企業長になりました南部水道の方でも、給水停止処分というのはきちっとしているというような、せんだって報告を受けまして、私どもの旧八開、佐織の水道についても同じ愛西市の中として、そんなことも見直さないかんということをお思っております。

**○14番（小沢照子君）**

私が質問いたしました内容につきまして、御答弁をきちんといただきましたので、多くは申しませんが、不納欠損につきましては厳しく申し上げますと、こつこつ頑張っていて納税をした人たちに背を向けるような、市側の不納欠損の判断として姿勢ではないかと思しますので、これから、先ほど申しました税の公平性、また大切さを本当に皆さん認識していただきまして、収納担当部長もできましたので、これから先は1億数千万の不納欠損額が出ることはないかと思いますが、最後に担当部長の決意のほどをお伺いいたします。

**○収納担当部長（水谷 正君）**

お答えさせていただきます。

先ほど最後の方で、滞納している悪質な滞納者もおるわけでございます。そういった滞納者につきましては、差し押さえ等の滞納処分を毅然たる態度で対応し、きちっと税金を納めてみえる方との不公平がないよう納付指導を行っていきたくと思います。以上でございます。

**○14番（小沢照子君）**

ありがとうございました。

一つお聞きするのを忘れてましたが、これは市長、1年、2年のスパンではなくて、長期にわたりますか、それを確認させていただきます。この体制。

**○市長（八木忠男君）**

特に収納については、幾度となくこうした場面でも御指摘をいただいてまいりました。収納体制も強い体制で今後も進めてまいりたいと思っております。

**○14番（小沢照子君）**

それでは、最初の容り法に移りたいと思います。

市町村の責務、それから分別収集計画、これは同時にお願いします。

今、部長の方から収集計画で19年9月、策定をなされた旨の御答弁があったかと思えます。その前の収集計画ができておりますね。19年9月より以前の。その策定の時期はいつでございますか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

今回の一つ前といいますか、その時期につきましては、合併の平成17年6月でございます。

**○14番（小沢照子君）**

17年6月の策定で、これを実施されたのは18年4月から始まりましたですね。これは間違いないですか。17年6月の計画で、18年4月実施は間違いないですか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

当時の計画書によりますれば、平成18年4月からとなっております。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、18年4月より以前は何にもたれて、どのようなものでごみ行政を行っておられたのでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

これを新たに合併後に作成するまでにおきましては、従来の旧町村のこうした計画であったものと思っております。

○14番（小沢照子君）

17年4月合併は突然に起きたことではなくて、少なくとも半年前にはこういうものの計画の策定は実行するようになっていたと思うんですけれども、旧町村にはそれぞれ計画がありますね。それを合わせてやっておられたんですか。と申しますのは、それを一度お伺いしますが、17年6月策定の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み、これが20年度で見ますと2,061トンですね。19年9月策定のもは、20年度見込み1,126トン、約1トン近く差がございます。これを少し御説明いただきたいと思えます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

私から御答弁できるのは、当時、この計画、17年度の折につくったものにつきましては、当然合併をして移行してきた段階での数字をわかる範囲の数字でおつくりをしておっております。そして今回、19年、昨年9月におつくりしたものについての容器包装廃棄物の量につきましては、改めて検証した結果だというふうに思っております。

○14番（小沢照子君）

それでは、19年9月策定で、20年、本年4月から始まったこの計画の方が正しいわけですね、見込みとしては。

そうしまして、これは3年ごとに5年1期としてとございますが、まだ3年たっていません。2年で前倒しで策定をされた理由は何でしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

1年前倒しとなった理由につきましては、今回の事業者に対してレジ袋等の排出抑制を促進するための措置が導入されたことというふうに承っております。

○14番（小沢照子君）

環境課長、御答弁をお願いします。

○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

このことにつきましては、先ほど部長の方から答弁させていただきましたが、法改正によりまして、そのような項目が入ったということで、1年前倒しで見直しをさせていただいております。

○14番（小沢照子君）

それでは、17年6月策定と19年9月策定はどのような違いがありますか、教えてください。

○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

先ほども部長が申しあげましたように、容器包装廃棄物排出抑制の促進ということで、レジ袋の対策等というものが入りました。ここの中で事業者に対する排出抑制を促進するための措置が導入されたということで、積極的にレジ袋の減量に努めるという項目が入ったというふう

○14番（小沢照子君）

そうなんです。いわゆる追加されておりますけれども、これが販売包装の有料化ということで、買い物袋の持参の徹底、これは愛西市分別収集計画の中にあります。これが17年度の策定と変わったところで、レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の徹底等の普及啓発、指導等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う、これが入りました。これは後で申し上げますけれども、これが大きくは変わったところだと思います。

次に、計画策定の折には、容り法の分別収集第4章のところがございます「都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言、その他必要な援助をすることができる」とございますが、愛西市として助言を受けたり援助を受けたりすることはございましたでしょうか。

○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

このことにつきましては、先ほど部長が申しあげましたように、環境組合の中で今協議・検討をしている最中でございますが、この時点で愛知県、津島の環境保全課長、こちらの方も出てきておりますので、そちらの方から県内の状況等の資料をいただきまして、それにもたれて検討している最中でございます。

○14番（小沢照子君）

それはいつごろになりますか、時期といたしましては。

○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

まだ、これ先月の課長会議の中での検討事項でございますので、それぞれ町村によりまして温度差、名古屋の近くですと一部のスーパー等、大型店等取り入れているところもござい

○14番（小沢照子君）

わかりました。

それでは次にレジ袋の方に移ります。

愛知県内でレジ袋削減を実施している、または実施する方針を明らかにしている自治体はどのようなでありますか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

私どもが今把握しておる段階では、既にこのレジ袋の取り組みをしておられる市町村、4市

町村あるかと思っております。豊明市、名古屋市、瀬戸市、豊田市でございます。他の市町村についても、何らかの取り組みの計画をなさっておるようでございますが、まだはっきりとした市町村がそれぞれ動きを明示しておられませんので、お許しをいただきたいと思っております。

#### ○14番（小沢照子君）

はっきり明確に方針を、有料化を実施する方針を明らかにしているところは、ほかにも江南市とかいろいろございますね。先ほど近隣の実態や商工会云々のお話がありました。大体御答弁は、どの質問でも大抵そういうふうになっていくんですけども、これは今全国的に削減に向けての動きが活発になってきております。ことしの2月にごみゼロ社会推進あいち県民大会が開催された折に、ここでは脱レジ袋宣言とか、いろんな内容があったんですけども、このときにお伺いしたんですけど、環境ジャーナリストの方が「地球に優しいエコライフ」と題して講演をされて、レジ袋1枚につき約20ミリリットルの石油が使われるんですね。大体これぐらいかと思うんですけども、レジ袋1枚でこれだけの石油が要る。みんな驚きじゃないですかね。ということで、2015年ごろにはもう石油が買えなくなる、貴重な資源を一滴たりとも無駄にはできないというように警鐘を鳴らしております。

我が愛西市は2万1,000世帯ですね。1世帯1枚だけレジ袋を削減しますと、大体1ヵ月30日にしまして63万枚ですかね。それに掛ける20ミリリットル、相当の量になると思うんですね。近隣の実態や商工会云々ではなくて、やはりこの分別収集計画の中にも、市民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによってすべての関係者が一体となって削減、あるいはこれは最終処分することも書いてありますけれども、そういうものを推進していくんだという計画が書かれております。ですので、いかがでしょうか。レジ袋削減検討委員会とかを立ち上げて、そんなに予算がかかることではないと思うんですね。いざレジ袋削減を実施するに当たりまして、すぐにはできないと思っておりますので、そういうものをまずは立ち上げていただいて、そしてこれに取り組む、そういう提案をさせていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

そうした方法等あるかと思っております。先ほども申し上げましたように、このレジ袋の削減につきましては、御承知のように大手スーパーさん等においては、現在、それぞれ独自のレジ袋の削減にお努めをいただいておりますので、先ほど来、商工会等々申し上げます関係は、またそうした大手さんばかりじゃなくて中小さんの方がおありでございますので、そうした方々の意見もお聞きする中で、議員おっしゃっていただくような何らかの組織建てをした中で御協議をいただけたら、私もその方法があるのかなあというふうに承りました。

#### ○14番（小沢照子君）

大きい企業、中小、いろいろございますけれども、その中でいろいろ御意見をお聞きするという御答弁でしたけど、どういうところで御意見をお聞きになるんですか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）



先ほど申し上げました商工会に加盟してみえます方々からの御意見もいただけたらというふうに思いますので、商工会の方に一度働きかけをしてみたらどうかと私は思っております。

#### ○14番（小沢照子君）

私は、商工会だけでは、これはなかなか進まないと思うんですね。ですので、愛西市分別収集計画のとおりに行うと事進むのではないかと思います。

先ほどの1枚めくりますと、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら、この容器包装廃棄物の排出の抑制に当たるということですので、きちんとした検討委員会なりを立ち上げないと、商工会にお願いするとか、どこかで御意見を伺うとか、それではなかなか進まないと思います。これが予算がかかることであれば、時期を見られることもあるでしょうけど、大して予算はかからないと思いますので、もう一度伺いますが、検討委員会等を立ち上げられる考えはありませんか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

考え方としては持っております。おっしゃっていただくように、何らかの形をとった方が、私もその方がいいというふうには判断をいたしますが、先ほど申し上げたように、そうした関係する関係者、その中に消費者が入っていないと思いましたので、消費者の代表の方等を、そうしたどういう方で御検討いただくかということを勉強させていただきたいと思っております。

#### ○14番（小沢照子君）

消費者も、私たちでできることは何か、何でもできることはやりたいという方がたくさんおられます。よくテレビ等でも、「あしたのエコでは間に合わない」というふうには、それぞれ各自、個人でできることで環境に貢献をしようというふうになっておりますので、ぜひとも今おっしゃった形で検討会なりを立ち上げていただきたいと思います。

市長のお考えはいかがでしょう。

#### ○市長（八木忠男君）

担当部長が申し上げましたとおりでございます。

#### ○14番（小沢照子君）

ありがとうございました。

それでは、次の携帯電話の方です。

私も、こんなにレアメタルというものが携帯電話に使われていたとは、ほかのIT機器もそうでございますが、知りませんで、少し勉強しましたら、本当にこれは無駄に捨てるものが非常に生きてくる、価値があるものだということを感じました。

先ほども御答弁いただきましたので、それでよろしくお願ひしますんですけども、やはりこういう携帯電話、買いかえるときに携帯電話のショップでは、皆さんどうかわかりませんが、私などは一度もリサイクルの件はお話を聞いたことがなかったんですね。ですから、我が家にも使用済みの携帯電話が何台かありますけれども、これは本当に徹底すべきじゃないかということを感じました。その回収への協力が環境に大いに貢献するという、また携帯電話所有者の皆さんに実感していただける機会にもなるのではないかと思います。ですので、先ほ

どの御答弁どおりでよろしく願いいたします。

もう一つ、これは先ほどのレジ袋に戻るかと思えますけれども、今、海部地区環境事務組合、負担金が8億1,900万でございます。これはほかのし尿も入っていると思うんですけれども、このレジ袋を削減いたしましたらどれぐらいの負担がなくなるかということをお伺いしたいんですね。と申しますのは、投入実績が50%のウエートを占めておりますね。ですので、どのぐらいになるかちょっと教えていただきたいんですけど、市の財政にも貢献するかと思えます。

#### ○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

今このような御質問をいただいたわけですが、ちょっと数字的なものをつかんでおりませんので、後で報告させていただくということでお願いいたします。

#### ○14番（小沢照子君）

ありがとうございます。では、後ほどいただきたいと思えます。

ごみ行政は待たなしでございますが、これからは、私どもが考えることは、地球環境に貢献する云々もそうでございますが、市の財政にどのように影響してくるかということも真剣に考えなくちゃいけないと思うんです。わずかレジ袋1枚でございますが、数が重なると大きな影響がございますので、今そこまではもちろん資料を持っておられないという御答弁で、私は納得いたします。後で資料をいただければよろしいんですけども、そういうものも考えながら削減に向けて市民の皆様にも訴えていきたいと思っております。

いずれにしても、この環境問題は、国もそうです、県もそうです、市もそうですけれども、生活のすべての面に影響してくると思うんですね。ですので、それぞれができることからやっていかなきゃいけないと思っておりますので、今回、7月に北海道洞爺湖サミットがございますのを機会に、一つだけ取り上げて質問させていただきました。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて、14番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の6番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

#### ○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、学校、公共施設の耐震対策についてと、高齢者の生活支援の充実についての2項目について、順次質問させていただきます。

まず初めに、学校、公共施設の耐震対策について質問いたします。

先月12日、きょうで1ヵ月になりますけれども、中国四川省で起きた大地震が、6月11日現在、確認されました亡くなられた方は6万9,146人、行方不明が1万7,516人、負傷者37万人以上という悲劇となりました。被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

四川大地震の規模を示すマグニチュードは7.8と推定され、阪神・淡路大震災の7.3、新潟県中越地震の6.8を大きく上回りました。今回の大地震では、約1万3,500ヵ所の学校施設の倒壊で、多くの児童・生徒が生き埋めになり、死亡した教員・生徒が全犠牲者の1割を超える被害が出ました。このような中、学校耐震化の必要性が本当にクローズアップされておるところで

ございます。

この地域、東海地震、東南海地震等、いつ起こるか、近い将来発生するだろうと言われ続けております。こうした中、地震が起こる前に被害を少なくする減災対策が大変重要であります。

昨年6月議会の一般質問でも取り上げ、耐震化についてお聞きしました。本市においての小・中学校の耐震化率は70.7%とのことでありました。また、補強工事については、22年度までには完了したい考えであるとの答弁でしたが、その後、現在までの進捗状況についてお伺いします。

2点目は、公共施設の耐震化についてどうか。本市の避難所は、1次、2次合わせて54カ所あります。公共施設の多くは不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められている施設であります。公共施設の耐震化の状況と対策についてお伺いします。

2項目めは、高齢者の生活支援の充実についてお伺いします。

日本人の平均寿命は、2006年度現在の高齢者白書によりますと、女性が85歳、男性79歳と過去最高を示しております。本市においても、第1次愛西市総合計画の将来の人口推計によると、平成27年には高齢化率27.4%と推定され、4人に1人が65歳以上という高齢化社会を迎えます。

愛西市第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画において、日常生活の概要項目の中に介護認定者数が示されております。地区別によりますと、佐屋地区で663人、立田地区216人、八開地区170人、佐織地区579人と、合計1,628人、これは平成17年3月31日の数であります。その後、年々ふえ続けていると思います。私は、介護される人、介護する人の双方が快適に生活するために、また自立されている高齢者の方々の健康保持と介護予防、生活支援のすべての高齢者が安心して暮らすために、福祉生活支援サービスの充実が必要であると考えます。

要介護者やその家族は、いろんな苦勞、悩みを抱え、また経済的負担をしょっております。今回の質問は、本市の生活支援サービスの緩和、助成拡大ができないか、お伺いします。

まず1点目は、要介護認定者の3年間の推移についてお伺いします。

2点目は、介護用品支給対象者を要介護3までできないか。現在、対象者は所得金額200万円以内の在宅要介護者、要介護4または5を介護している家族で、月額6,250円まで支給されている支援でございますが、現在までの利用状況についてお伺いします。市民の中には、御主人も所得がなく、要介護3の奥様を在宅介護しており、紙おむつを買うのも大変であるというような方もおられます。そういう方に対しての支援はできないか、お伺いします。

それから3点目でございますけれども、緊急通報システムの設置についてであります。

市民の方から、市民相談の中でとりわけ多いのが緊急通報電話でもございます。高齢化、核家族化の進む現在、愛西市にも高齢者のひとり住まいや高齢者のみの世帯が多く、近隣の友人、知人からの高齢者や障害者の日常生活の安否を気遣う方々が多くおられます。そのような中、ふだんは家族2人暮らしだが、息子さんが夜遅く、ほとんど一人で不安であるという方もおられます。このような世帯も対象にしてはどうか。今年度も、緊急通報電話SL8号、5号、各10台、SL7、8号の30台と予算計上をされておるところでございます。本市の現在の設置状

況についてお伺いします。

また、昼はもちろん、夜も家族が遅く、一人であることが多い高齢者も対象として設置してほしいが、見解をお伺いします。

4点目は、外出困難な高齢者に訪問理容・美容の派遣サービスについてですが、在宅介護認定の方でもデイサービス等で施設に行かれる方は、月に何回かはしていただきますが、外出できない高齢者の方に訪問理容サービスはできないか、お伺いします。

最後ですけれども、5点目は日常生活用具給付という項目がありますけれども、その中に住宅用火災報知器の設置も入れてはどうか。5月30日までに本市でも設置するよう義務化がされ、また周知啓蒙されましたけれども、まだ設置されていない対象者もおられるかもしれません。給付内容について追加できないか、お伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席でお尋ねしますので、よろしくお祈りします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

私の方から、小・中学校の耐震化の状況について報告させていただきます。

この小・中学校の耐震補強工事については、計画的に進められておりまして、平成22年度までにすべての学校施設が完了するように進めておるところでございます。

4月1日現在の状況は、全棟数93棟のうち、57年以降の建築が33棟ございます。それらを含めまして72棟が耐震化済みでございます。耐震化率は77.4%となっております。

今後の計画といたしましては、中学校では、本年度佐屋中の体育館、21年度永和中の体育館を予定いたしております。小学校では、本年度佐屋、立田北部、北河田、草平の校舎棟、21年度は佐屋、永和、立田南部、勝幡の校舎棟、22年度は佐屋、佐屋西、市江の体育館及び福原、西川端の校舎棟を予定いたしておりますので、よろしくお祈りしたいと思います。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

続きまして、私からは避難所となっております耐震化についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員が申されましたとおり、防災の拠点に関しましては、応急対策活動実施時におきまして重要な役割を担う場所であるということは間違いございません。御質問にもございましたように、避難場所に指定されています施設の耐震化の状況でございますけれども、市内54カ所の避難所の中で永和地区公民館など19カ所の避難所が56年以前の建物でございます。そのうち15施設におきましては、耐震改修済みの施設、または改修年次計画がございます。改修年次計画が現在のところ立っていない施設は、永和地区公民館と佐屋地区の三つの公立保育園の4施設でございます。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

私の方からは、2点目の高齢者の生活支援の充実についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、要介護認定者数の3年間の推移でございます。

まず平成17年度でございますが、合計では1,767名でございますが、そのうち要介護3につきましては254名、要介護4につきましては280名、要介護5につきましては212名でございます。それから平成18年度ですが、要支援からの合計では1,765名でございますが、そのうち要介護3につきましては283名、要介護4については289名、要介護5については223名という内訳になっております。それから19年度末の全体では1,848名でございますが、そのうち要介護3については308名、要介護4については282名、要介護5については225名ということになっております。

それから2点目の家庭介護用品の支給につきまして、要介護3の方までできないかという中の、現在までの利用状況でございますが、17年度が受給者数、これは実人員でございますが101人で345万7,000円の助成をしております。それから18年度が131人で496万6,000円でございます。それから19年度が155名で591万2,000円の助成をしております。ちなみに19年度の延べ人員につきましては687名で、介護度4の人が429名、介護度5の人が259名、合わせまして591万2,000円の助成をいたしております。

それから、市民の中には要介護3の奥さんで紙おむつを買うのも大変だということでございますが、先ほど申し上げましたように、要介護3の方も入れますと約半数の方が対象になってまいります。どこかで線を引くということはあるかと思っておりますので、拡大をするという考えは現在持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

それから緊急通報システムの設置の関係でございますが、まず現在の設置状況でございますが、平成20年3月末でお答えをさせていただきます。佐屋地区99台、立田地区29台、八開地区12台、佐織地区153台の計293台の設置をいたしております。

それから、この対象者でございますが、寝たきりの高齢者等を抱える場合に、介護者が日中不在の場合はひとり暮らしになる高齢者のみの世帯に準ずるということで取り扱いをさせていただきまして、該当させていただいております。こちらについては、今現在6件の方がそういった要件で利用させていただいております。

それから御質問の息子さんと2人で暮らしてみえて、日中独居の方ということでございますが、もう一つ別の要綱を持っておりまして、緊急通報システムセンター利用事業実施要領というのがございます。こちらの方につきましては、機器の購入・設置・保守管理等につきましては実費を御負担いただくこととなりますが、消防署等のセンターの利用につきましては可能ということで、取り扱いをさせていただいております。こちらにつきましては、現在1名の方が利用されておられます。

それから4点目の、外出困難な高齢者の方に訪問理容・美容の派遣サービスについてでございます。

外出困難な高齢者の方に訪問理・美容の派遣ということでございます。着実に高齢化が進む中、そういった要求があるということも予想されるわけでございますが、こちらにつきましては私どもだけでできるわけでもございません。理容組合の方等も御協力をいただかないかんわけでございますが、まだそういった方々の協力等も得られている状況でもございませんので、

今すぐには難しいかということを考えております。

それから5点目の、日常生活用具給付の中に、住宅用火災報知器の設置もということでございますが、こちらにつきましては器具の将来的な保守点検等の問題もございますし、仮におひとり暮らしの方につけるといたしましても、3月末現在で1,193名の方がお見えになるわけでございます。そういった点を考えますと、値段等も当初に比べますと随分安くなっておるといふふうに思っております。そういったことも踏まえまして、できましたら御自身で何とか努力がいただけないかと、そんなことを思っているところでございます。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

答弁、それぞれありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

さっき教育部長の方からも、小・中学校の耐震化率77.4%ということでもございました。私が昨年の6月にお尋ねしてから1年になるんですが、6.7%進んでいるということになるんですが、今後の計画については、先ほど答弁されましたけれども、本年度の小・中学校の補強工事、いつから始まるのか、お伺いします。

**○教育部長（藤松岳文君）**

現在進めておるところでございますが、草平小を除き、6月17日に入札の予定で進めておるところでございます。工期につきましては、耐震補強以外の分も含めまして、9月末までに予定をいたしております。しかし、音が出たり、学校の授業に支障がある工程につきましては、夏休みの期間中に終わるように配慮をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○6番（榎本雅夫君）**

先ほど22年度中に補強工事が完了するという計画であります。今、政府は中国四川の大地震で校舎倒壊による児童の犠牲が相次いだことを受けた措置として、全国の公立小・中学校施設のうち大規模地震で倒壊の危険性が高い約1万棟について、市町村による耐震化事業を加速するために、補強で2分の1から3分の2に国庫補助率を引き上げるということで、今国会で、きのう成立したのではないかと思うんですが、こういうことも受けて、愛西市でも、本当に22年だものですから来年、再来年と短いですが、少しでも早く前倒しというか、そういうことはできないか、お伺いします。

**○教育部長（藤松岳文君）**

その件につきましては、先ほど申し述べられたとおりでございます。通常2分の1の補助率を3分の2に引き上げるべく審議されておりましたが、この愛西市では既に東海地震等の地震防災対策強化地域に指定をされておまして、安心・安全な学校づくり交付金におきまして、特例で校舎棟は3分の2、体育館は2分の1の補助率が適用されており、今回の見直しでは影響がないということで考えており、現段階の計画で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○6番（榎本雅夫君）**

わかりました。

次は、公共施設についてお伺いします。

本当に住民の方から避難所の耐震は大丈夫かとよく聞かれます。公共施設については、耐震改修の計画のない施設は、先ほど総務部長の方から永和地区公民館、佐屋地区の三つの保育園ということでありますけれども、いつ起こるかわからない地震、本当に先ほども言いましたけれども、起こる前に対策が必要であります。改修して安心できる施設と思いますが、保育園の三つ、永和地区公民館、この四つについて再度お尋ねします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

これは私の管轄いたします永和地区公民館につきましては、先ほど教育部長の答弁にございましたように、愛西市におきましては教育施設を重点に、22年度までになし遂げるんだという姿勢のもとに進めてまいりました。それで、今申し上げました永和地区の公民館と佐屋地区にございます三つの保育園が現在のところ改修年次が立っていないわけでございます。私どもといたしましては、当然やらなければならないということは認識をしております。そういう中で、22年度が完了された時点で取り入れるよう努力してまいりたいと、このようなことしか言えないかと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと存じます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

公立の3園でございますが、こちらの方につきましても先ほど総務部長が答弁させていただきましたように、22年度以降ということで庁内での話が進んでおりますので、よろしくお願いたします。

#### ○6番（榎本雅夫君）

本当に耐震化、いつ起こるかわかりません。本当に時間との競争であります。地震による人的、経済的被害を最小限に抑えるためにも、一日も早く耐震化をしなければならないと思えます。またお願いしたいと思えます。

それから、住民の方から避難所の場所とか避難所マップなどが欲しい、あるいはわからないということ聞かれることがあります。周知についてお伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

避難所の周知の関係でございますけれど、避難所におきましては防災マップの中に避難所をうたっておるわけでございますが、これにおきましては平成18年の4月広報と同時に、全世帯にお配りをいたしております。なお、その後、新たに愛西市に転入されてみえる方におきましては、転入届を出された折に、市民課の窓口の方でお渡しをいたしております。

また、議員も御存じかと思えますけれど、昨年度従来までの避難所標識を更新いたしました。それとあわせて、一部の地域で避難所標識がなかったわけでございますが、そのところにおいては新たに設置をいたしました。また、ホームページの中でもこのような避難所的なことも載せておりますし、この間うち特に思うわけでございますが、防災用品を取り扱ってみえる商社の方等において、防災マップの購入等もございまして、いずれにいたしましても、ホームページ等でよく周知もいたしたいし、また広報等にも許される範囲内で周知、PRに努めてまい

りたいと考えておる次第でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

要望ですけれども、立田地区には同報無線があるわけでありまして、佐屋地区にはありませんけれども、よく言われるんですが、私はお金が相当かかるから無理ですよということで話しているんですが、避難所だけにはこういった同報無線も、要望でございますけれども、設置していただきたいと思っております。

続きまして、高齢者の生活支援サービスについて1点再質問をさせていただきます。

先ほど部長の方からも、利用者の報告もいただきました。また、要介護3の方も入れると45%の方が対象になるということで、かなり財政的にも厳しいということでございます。

いずれにしても、3の方でも4に近い方も見えるわけです。それは審査委員会できちんとされているわけで、区分変更等であるかと思うんですが、いずれにしても非常に苦慮している家族もありますので、また検討していただきたいと思っております。

一つ、先ほどの訪問理容サービスについて答弁をいただきましたけれども、近隣他市の状況についてお伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

訪問理・美容の関係ですけれども、現在、稲沢市さん、一宮市さん、この近隣では実施をされておられます。例えば稲沢市さんにおきましては、要介護3、4、5で65歳の在宅の方に、年間6回の利用券というのを交付されまして、これは頭髪のカットのみだそうでございますけれども、利用者負担は無料でやっておられると。19年度実績といたしまして1,049件ございまして、市の負担は1件当たり3,000円だそうでございます。これは協力いただける理・美容さんに手を上げていただいて、そちらの方と契約をして進めているというふうに聞いております。それから一宮市さんにつきましては、65歳以上の寝たきりの方につきましては年6回まで、同じように利用券を交付されていると。利用者負担につきましては1回1,000円あるようでございます。市の負担が2,700円で、19年度実績といたしまして708件ということで、近隣の状況ではございます。津島市さん、弥富市さんにつきましては実施されておられません。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

稲沢、一宮、事例があるわけでありまして、今後また検討をしていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、日常生活用具、住宅用火災報知器の設置については、本当にいろんな難しいことがあるということでありますが、先ほど言われましたように、独居老人の方が1,193名おられるわけでありまして、本当に安心して暮らすことのできる支援を、また高齢者の生活支援サービスの充実を要望しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて、6番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとりたいと思っております。再開は3時50分からよろしく申し上げます。



午後 3 時38分 休憩

午後 3 時50分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

通告順位 6 番の15番・後藤和巳議員の質問を許可いたします。

○15番（後藤和巳君）

議長のお許しを得て一般質問をさせていただきます。

まちの将来像である「人々が和み、心豊かに暮らすまち」の実現を目指す、市民が望む和み、ゆとり、安心、快適、便利、健やかなの六つの理念を柱に、市民との協働による魅力あるまちづくりを進めていく第1次愛西市総合計画が発刊されました。この総合計画策定に当たっては、真の住民視点、自民参画による計画づくりを目指し、合併当時に策定された新市建設計画の理念を尊重しつつ、市民の皆様の暮らしに対する思いや意見をグループインタビューという形で把握し、それをもとにアンケート項目を作成するなど、より市民目標を重視した生活課題を骨格に、市の目指す目標と位置づけたと述べられております。

この総合計画の中で、理念1に「和み」という項目がございます。これ私、改めて「かずみ」と読んでしましまして大恥をかきましたけど、私の名前が出てきたので、ハートを持って読ませていただきました。そこの中に、生活課題として、のどかな環境に配慮した計画的な住宅地開発が進み、多くの人が住みよいまちであるという生活課題を掲げ、実現のための方策として、この中に4番目に、愛西市らしい都市環境の形成、その中に都市計画マスタープランの策定事業という項目がありましたので、この部分について今回の私の一般質問をまとめさせていただきます。

愛西市全体で田が2,450ヘクタール、畑が700ヘクタール、面積の約50%余りが農地、耕作地である本市にあっては、水田を中心としてさまざまな農産物が生産されております。平成12年度の統計数字によりますと、農業粗生産額は約110億円となっております。そのうち、約5割を立田地区が担っています。ちなみに、佐屋地区が20億9,000万、八開地区が24億8,000万、佐織地区が10億1,000万となっております。だが、平成17年度においては、愛西市全体で98億7,000万円、約5年間で10億ぐらゐの減となっております。

しかし、農業を取り巻く環境は従業者の高齢化、後継者不足など、地域農業の人的基盤や生活基盤の維持が年々難しくなっています。その一方で、意欲ある農業者によって野菜や花卉などの高収益作目の栽培、新鮮な農産物を自分たちで直接消費者に販売する産地直売などを展開されているのが現状です。

農地、耕作地の有効活用については、市内の優良農地を確保・保全するとともに、担い手農家への利用集積を図ることで農地の流動化と農作業の受委託の推進や集落営農組織の設立、あるいは農業法人化に努める。また、市民菜園を食や農業に関心のある市民に利用してもらうことで農地の有効利用を図りますと述べておられます。

愛西市の総合計画を初め、愛知県が発表しております「新世紀へ飛躍～愛知2010年計画」な

ど、県下ほとんど、農業関係に取り巻く都市計画書には同じようなコメントが添えられています。先進地域において、優良農地を確保・保全するために、集落営農組織のバックアップ、農業法人化の推進など、積極的に働きかけておられる市町村もありますが、果たして我が愛西市では農地、耕作地の確保・保全はどうなっているのかが第1点のその1の質問でございます。その2の質問は、農業従業者についてであります。

愛知県では、「新世紀へ飛躍～愛知2010年計画」で高齢化が激しく進んでおり、将来の担い手確保が課題になっているとコメントしております。取り組み方法といたしまして、魅力とやりがいのある農業の実現とうたって、一つ、意欲ある青年農業者を確保するため、子供のころから農業体験教育の充実を図るとともに、農業者教育の中心施設などへの総合的な整備を進める。一つ、就農希望者に対する相談事業を実施するとともに、新規就農希望者に対して就農支援資金の貸し付けや技術指導などの支援をします。一つ、農業就業者の約6割を占める女性のより主体的な農業への参画や起業化を促進することなどにより、農村社会における女性の地位向上と能力発揮を支援します。四つ目の一つとして、企業などを退職した意欲ある高齢者の能力発揮の場として、それぞれの能力に合わせた農業への就業を支援しますなどと発表されておられますが、現実はどうでしょうか、お尋ねします。

2点目の質問になります。

産業界全般に言えますが、労働力の確保なのか、低賃金者の雇用なのか、目的は何か。といいますと、平成17年度統計によりますと、愛知県に登録されている外国人が約19万5,000人見えます。ちなみに豊橋市1万8,600人、豊田市1万4,500人、津島市780人、弥富市1,200人、甚目寺町1,070人、我が愛西市500人です。これは17年度の統計でございます。一昨日の中日新聞に、19年度末の外国人登録者が発表されておりました。19年度末22万2,000人だそうです。その中で、5歳から15歳の児童・生徒は1万4,000人程度との記事が載っておりました。この方たちすべてが産業界への就業とは断言しませんが、このうち何割かは製造業、建設業などに就業されていると思われます。県を初めといたしまして、各市町村の総合計画においては、新たな雇用促進の項目に人材の育成、研修、確保、雇用という内容欄に、外国人の雇用（活用）、採用という活字は一切見つけることができません。

そこで、企画部長にお尋ねします。この愛西市総合計画書においても、これらの活字を見つけることができませんでしたが、編集に当たり、何らかの取り決め、ルールがあるのか、その点について御答弁をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、議員御質問の第1点目の農地の確保・保全はどうなっているのかという御質問にお答えをしていきたいと思っております。

当愛西市におきましては、優良農地を確保するために、農業振興地域整備計画に即しまして、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めております。また、市の認定農業者等担い手及び営農集団組織を中心といたしまして、土地の利用集積についても推進をしているところでござい

ます。

また、保全につきましては、農業委員会の農地パトロール、こういったものを実施していただきまして、遊休農地等の解消に努力しているところでございます。

続きまして、愛知県が出しております関係で、企業などを退職した意欲ある高齢者の能力発揮の場として、それぞれの能力に合わせた農業への就業支援の関係は現実的にどうなんだというお尋ねでございますが、これにつきましては、愛知県の方で定年帰農者就農支援対策事業といたしまして、海部農林水産事務所の農業改良普及課の方が事業主体となりまして、事業対象者は定年退職後に販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする者に対しまして、地域リーダー農業者普及組織OBなど指導者として栽培指導研修会を開催して、指導農場の設置及び支援という形で進めてみえます。こうしたことを愛西市の方としても機会をとらえまして、そういった呼びかけをいたしているところでございます。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは3点目の、総合計画の施行計画の中に外国人雇用についての内容の掲載について御質問いたしましたので、お答えをしたいと思います。

まず、第1次愛西市総合計画におきましては、活力を生み出す産業を振興するという基本施策の項目がございます。それは総合計画の中の48、49ページに掲載をしておるわけでございませぬけれども、これは市民の皆さん方、いわゆるグループインタビュー、市民の皆さん方から出されました、いわゆる導き出された地域に企業が多くあり、地域で安心して働くことができ、家族と触れ合う時間が多くあるという生活課題で、その実現のための方策において新たな雇用促進ということで実現の方策というものが掲げられております。それで、この新たな雇用促進という一つの意味合いは、市民が地域で働きやすい雇用の場の確保、いわゆる創出に努めますという意味合いでもございます。

それで、今回の総合計画の策定におきまして、議員御質問の外国人の雇用という個体に特化するということとはございませぬ。いわゆる市民という言葉で外国人の方も含めて幅広くとらえております。したがって、御質問にございました取り決めとかルール化とか、そういったものについては一切持っておりませぬ。そういった考え方で総合計画策定を取りまとめました。よろしく願いをいたします。

#### ○15番（後藤和巳君）

どうも御答弁ありがとうございました。

担当部長からお答えいただきました、我が愛西市では農地の確保・保全はどうなっているのかの問いかけに対しまして、担当部長答弁のごとく、この議会においても幾度となくお答えを願っておりますので、第1点のその1の質問の件に関しての再質問は省かせていただきます。ありがとうございました。

ところで担当部長、その2の質問でございますが、自分の農地、耕作地だからといって、かたくなに個人で作業を続けられる方も見えませんが、今回の質問は、将来、行政主導、農協主導など何らかの方策で、将来は農地の有効活用が集落営農組織の設立振興、また農業法人化

などへ進化していくものと仮定してお話をさせていただきます。ただし、これは私の想定ですから、その辺は十分お含みのほど。

並行して訪れますのが、労働力不足、経費節減、これらの諸問題が待ち構えているのではないのでしょうか。特に作業場における労働力不足、企業などを退職した意欲ある高齢者の能力発揮の場として、女性や高齢者、障害者の就業ニーズに応じた対策などで果たして補えるのでしょうか。ましてや、体力を農作業や汚れのひどい農作業は敬遠ぎみになっているのが現状でございます。労働力不足、低賃金雇用など諸条件を考えますと、この地区にも必ずや外国人労働者の採択が候補となると思います。

そこで、外国人労働者の雇用となると、まず住宅問題が先決となります。同居するのか、下宿するのか、寄宿舎などで賄うのか、方法はいろいろ考えられます。ただし、その方法には雇用主、事業主のキャパで定まりますが。

家族ぐるみの雇用となると、社会、学校関係まで影響が出ます。

そこで、雇用施設の準備の整っていない農業雇用主、事業主が緊急な雇用が必要な雇用主、事業主があらわれた場合、現在の都市計画法では調整区域内での宿舎、ひいて言えば寄宿舎、研修センターなど、新たな建物建築は不可能に近い状況下であります。将来、どう対処していくのか、再度お尋ねします。ただし、都市計画法、農業・林業に関連した建物は建築可能とされておりますが、住宅となると、先ほど言いましたように不可能に近い状況でございます。再度、その部分をお尋ねしたいと思っておりますけど、よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず議員の御質問に結論から申し上げさせていただいて、その後、私なりの考えを述べさせていただいて回答にさせていただきたいと思っております。

まず、議員も質問趣旨の中で述べておみえになりますように、現在の都市計画法の中では、議員がおっしゃいますようないわゆる外国人労働者の方の寄宿される建物の建築はできません。私はこういうふうにするんですが、例えば議員も質問の中でおっしゃっていただきましたけれども、いわゆる農地の集約化、それから営農組合の設立をするということは、私も20年ぐらい前がある方に、「篠田君、これから先の農業というのは革靴にネクタイに背広だぞ。そういう格好で農業がやっていけるような時代に、現場も、それに取り組む者もそういうふうを考えていかなければいかんぞ」と、こういうことをおっしゃっていただいた方がありました。それはどういうことかという、先ほどもお話ししましたように、一枚の田んぼの中で、一人の方は米をつくれ、すぐ隣ではニンジンや大根を植えられたり、すぐ隣では施設園芸の、いわゆるハウス物のイチゴならイチゴをやられるとか、一枚一枚に作物づけが変わるといふんじゃなくて、一つの農場という形で、1区画の中を同じものをつくるというものです。例えば米一つとっても、「あいちのかおり」というのは、おくになりますけれども、コシヒカリなんかはどちらかというと特早米ですので早いですね。当然田植えの時期から収穫の時期から、かなりの施耕の時期に開きがあります。施耕の時期に開きがあるということは、当然農作物の関係は水が必要ですので、その水の使用のにも全く時期が違いますし、ましてやレンコ

ンということになりますと、9月の大体終わりごろまで水の需要が望まれます。

一つの作物をある一角の中へまとめ上げることによって、いわゆる農作業の効率化を図って、でき得れば大型化の機械も取り入れて、議員が御質問の中でおっしゃっておみえになるような外国人労働者の方、お手伝いはいただくようなこともあるかも知れませんが、でき得ればそういう形で効率化、合理化を図ってやっていくということが、これからの農業には必要ではないかというふうに思います。

御質問の趣旨のお答え、簡単に申し上げてしまいましたので、私なりの農業の取り組み方の考えを申し上げた御答弁でお許しがいただきたいと思えます。

#### ○15番（後藤和巳君）

どうも担当部長、ありがとうございました。

部長、今のお答えの中にありましたように、将来の農業は集団化、合理化されていくのがいい方向だと判断しております。そういうことを含めまして、現状と問題点などを分析して、実績のない事業に対しては計画は立てにくいかもしれませんが、よく理解できます。予測し、先行して、愛西市らしいプランも必要ではないでしょうか。

そこでお願いがございます。都市づくりの理念を抱き、外国人就業者の雇用も予測し、現在、策定作業が進行中の都市計画マスタープランにぜひ明記、加えていただくのも一つの考えではないでしょうか。よろしく願いいたします。

それと企画部長の方へお尋ねしました第2点目の御答弁、ありがとうございました。

結局、そこには何のルールも取り決めもないということは十分わかりましたが、市民の採用という言葉で問題は解決したくないんですけれども、今回の私の質問は、篠田部長の方が中心でございましたので、これをもって御答弁ありがとうございました。質問を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて、15番議員の質問を終わります。

次に、通告順位7番の1番・前田芙美子議員の質問を許可いたします。

#### ○1番（前田芙美子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告により質問させていただきます。

絵本の読み聞かせは何歳からすればよいのかという声をよく聞きます。多くの専門家の答えは、生まれてすぐ。IQを左右する大きな要因は、遺伝子の次に読書量で、質より量がかぎとなるそうです。

そこで、図書館について質問いたします。

愛西市は中央図書館、佐織図書館、そして立田図書館の三つがあります。佐織図書館は、昔からよく利用させていただいておりますが、地域の皆様と図書館について話し合ったところ、私が感じていたことと同じような意見をお持ちの方が多く見えましたので、お聞きしたいと思います。

まず図書館の利用者数と、年齢別の人数と、本の種類別の貸出数を教えてください。また、一人が借りる冊数は平均何冊か、新書は毎月何冊出ますか。お願いいたします。

二つ目の質問です。ことし4月から始まりました特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目し、その概念が導入され、一般にもよく知られるようになりました。日常生活習慣が多くの危険因子をつくり出し、それらが互いに重なり合うことにより、心筋梗塞や脳卒中に至らしめる症候群とされています。

メタボの診断基準は、第1の条件として内臓脂肪蓄積をウエスト周りであらわし、それを必須項目としています。すなわち男性は85センチ以上、女性は90センチ以上です。第2の条件として、高血圧、脂質代謝異常、高血糖の3項目です。第1の条件を満たし、第2の条件の3項目中2項目以上認められればメタボと診断されます。現在、日本人でメタボの有病率、つまりメタボと診断される割合は、男性25%前後、女性9%前後と推測されています。メタボの必須条件である内臓蓄積脂肪の原因は、運動不足や過栄養によるエネルギー過剰摂取にあると考えられています。そこで、国はメタボ予防のために、「1に運動、2に食事、3に禁煙、最後に薬」という標語を掲げています。

愛西市は、親水公園の総合体育館を初め、各地区に体育館がありますが、これらは団体で使うのに適した施設ではないかと思います。もっと個人個人が自由に気楽にできるようにならないでしょうか。佐織やそのほかの各体育館にメタボ予防のトレーニンググループをふやしていただけないでしょうか。

以上でございます。あとは自席にて質問させていただきます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から図書館の関係について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成19年度の関係でございますが、年齢別と言われたわけでございますが、とりあえず私も小学入学前、小学生、中学生というふうに区分けをしておりますので、その数字でお答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず中央図書館でございます。小学入学前、平成19年度でございますが、3,936人、貸出点数が2万1,088、小学生が1万708人、貸出点数が4万2,228点、中学生が1,389人、点数が4,692点、高校生が1,014人、点数が3,613点、一般及び団体の方で御利用者が4万3,827人、貸出点数が16万9,017点、合計いたしまして、19年度6万874人、点数ですと24万638点を貸し出しております。1人当たりいたしますと4.0となっております。

次に、佐織図書館でございます。小学入学前でございますが591人、貸出点数が3,503、小学生が1,383人、点数が6,413点、中学生が396人、点数が1,353点、高校生が121人438点、一般及び団体が1万516人、点数が3万9,163、合計1万3,007人、点数が5万870点、平均3.9でございます。

続きまして立田図書館でございますが、小学入学前が19人、点数が125、小学生が61人318点、中学生が8人47点、高校生が7人45点、一般及び団体が456人、点数1,679点、合計551人、2,214点でございます。1人当たり4.0となっております。

3館合計をいたしますと、小学入学前が4,546人、点数2万4,716、小学生が1万2,152人、4万8,959点、中学生が1,793人、点数が6,092点、高校生が1,142人、点数が4,096点、一般及

び団体が5万4,799人、貸出点数が20万9,859、合計7万4,432人、点数が29万3,722点、1人当たり平均4.0となっております。

本の種類別に入りますが、まず一般図書の関係でございます。図書館の本を見ていただきますと、00の総記から始まりまして、文学まででございます。その貸出点数を申し上げます。

中央図書館が5万8,889点、佐織図書館が1万7,573点、立田図書館が915点、合計7万7,377。一般図書の中にごございます小説、文庫本等でございますが、これが中央図書館4万436点、佐織図書館が7,148点、立田図書館が314点、3館合計で4万7,898点でございます。

次に、郷土資料関係におきましては、中央図書館427点、佐織図書館が6点、立田図書館2点となっております、合計で435点でございます。次に児童図書でございます。中央図書館8万2,687、佐織図書館2万330点、立田図書館が950点ということで、合計10万3,967点。視聴覚資料といたしまして、CDとかCT/LDでございますが、中央図書館4万2,253、佐織図書館が3,125点、立田図書館が33点、合わせまして4万5,411点。そのほか雑誌が、中央図書館1万5,946、佐織図書館が2,688、立田図書館ゼロということで、合わせまして1万8,634。総合計にいたしますと、中央図書館24万638、佐織図書館5万870点、立田図書館2,214、合わせまして29万3,722点となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、新刊につきましては、月平均でございますが628冊ほどを購ひいたしてしておりますので、御報告させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、メタボ予防に必要な関係の御質問の内容でございますが、先ほど来議員、すべてお答えを言っていたように思っておりますので、私どもといたしましても、今年度から新たに特定健診が始まりまして、プレメタボといいますか、予備軍の方は当然あるかと思っておりますので、こうした方には積極的支援、動機づけ支援のレベルに分けた形の中で、それぞれ年齢ですとか、生活習慣改善の必要度などから最優先順位をつけて、特定保健指導の利用券等を発行しながら保健指導を提供させていただくということになっております。

そして、この保健指導につきましては、指定医療機関及び保健センターにて実施をしております。

生活習慣の改善に向けた個々のライフスタイルに合わせた指導を行ってまいりたいと考えておりますが、先ほど来、議員おっしゃっていただきましたいろいろ市内の、例えば親水公園等の個々での使用についての内容につきましては、私どももそうした形が利用できるようなれば、そのような形で保健師が指導させていただきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

私の方で親水公園の中の関係をお答えさせていただきますが、私、昨日でございましたが、その関係を調べさせていただきましたが、まだ教室に余裕がありまして、毎日受け付けはいたしておりますので、そういうような事例があればまた御相談をいただきたいということで聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（前田芙美子君）

今言っていただきましたので、親水公園体育館のことからお話ししますが、私がお願いしたのは、親水公園じゃなくて佐織体育館、親水公園体育館は個人のトレーニングルームが完備しております。佐織体育館の方で何か考えていただけないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

佐織体育館は、自分の記憶ですが、一番入った奥の突き当たりにトレーニングルームがあるはずなんです。あそこで歩いていただいたり、ミニですけれども御利用いただけたらと思っております。

○1番（前田芙美子君）

親水公園体育館と同じように気軽にできますか。利用していらっしゃいますか。

○市長（八木忠男君）

利用料も要らなんだと思うんですけど、受け付けていただければ、その場ででも利用していただけるはずであります。確認してまた御説明申し上げます。

○1番（前田芙美子君）

わかりました。

では図書館の方に移ります。

今、教育部長から数字を言っていただきましたが、中央図書館と佐織図書館と比べますと、5分の1ぐらい、いろんな使用人数とか本の貸出数ですが、これは利用者がそうなんでしょうか、それとも内容が中央図書館の方が大きいから、佐織の方たちも中央図書館の方へ行ってみえるということでしょうか。

○教育部長（藤松岳文君）

それは明確にはお答えできませんが、ある程度中央図書館が大きいということもございましょうし、いろいろな条件が入ってくると思います。しかしながら、従前から私どもも非常に佐織地区、立田地区のところにも企画コーナーということで、昨年度から実施しておるわけですが、新書を中央図書館に入ったものをそこで紹介をして、新しい図書の紹介もいたしておりますので、それぞれの図書館へ足を運んでいただければ、ある程度本の確認はできるといいますか、新しい本にも触れていただける時期があらうかと思っておりますので、佐織図書館に見える方が少ないということで御理解が賜りたいと思っております。

○1番（前田芙美子君）

そうすると、佐織図書館へ行って本を借りた場合に、中央図書館で借りたという数字に上がってくるわけですか、今お聞きしたのは。

○教育部長（藤松岳文君）

それはございません。佐織図書館で借りていただいたものは佐織図書館の方にカウントされますし……。

○1番（前田芙美子君）



そうじゃなくて、前の質問のときに、中央図書館の方でたくさん本があった場合に、佐織図書館で検索して借りたいと言われたときは、佐織図書館で借りたんじゃなくて中央図書館で借りたことになる。つまり、4分の1、5分の1の差というのはどこにあるのかなと思ひまして。

**○教育部長（藤松岳文君）**

先ほど申し上げましたように、佐織の図書館で借りていただければ、中央図書館の書籍を取り寄せて借りていただいても、佐織図書館でカウントをいたしますので、御理解がいただきたいと思ひます。

**○1番（前田芙美子君）**

ということは、やはり佐織へ行かれる人たちは少ないわけですね。図書館を利用される方が少ないと。

それで、私はそれが内容が中央図書館よりも、つまり私は佐織図書館をずうっと利用していたんですが、あそこは図書館というよりも図書室だとずうっと思っていました。それと、書棚も天井まで延びていて、すごく閉塞感があります。できれば高さを低くして、場所を広くとれるといいのですが、そうしたらもうちょっと佐織図書館に足を運んでくださる方がふえないかなと思ひんですが、無理ですか。

**○教育部長（藤松岳文君）**

非常に貴重な御意見をいただいておりますが、レイアウト等を私どもも考えながら、また現在はパソコンで、中央図書館、佐織図書館、立田図書館、同じような取り扱いをして、どこでも本を取り寄せることができるような形になっておりますので、一度レイアウト等も考えながら整理をしてみたいと思っております。以上でございます。

**○1番（前田芙美子君）**

今のパソコンですが、インターネット用のパソコンが1台ありますね。これは少な過ぎませんか。せめて3台とか5台とか。しかも、1人使う時間が30分ですね。それもせめて60分とか、使い放題とまでは言いませんが、そういうものを少しずつ範囲を大きくしてもらうわけにはいきませんかでしょうか。

**○中央図書館館長（伊藤孝彦君）**

先ほどのインターネットの設置の関係ですけれども、中央図書館に1台ございます。利用実態ですけれども、平日で大体5人程度というのが実情です。土・日に合わせて大体10人程度。ですから、そんなに待っていただいてまで御利用になるということはございませんし、他の津島市でも大体1人当たり30分というような状況で、利用状況は決めておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

**○1番（前田芙美子君）**

わかりました。

じゃあ次に開館時間ですが、中央図書館は通常は5時、夏場、今は6時、佐織図書館は通年5時までなんですけど、これは早過ぎませんか。夜9時までが理想ですけれども、せめて7時まで延長してもらえませんかでしょうか。

○教育部長（藤松岳文君）

現在、中央、佐織、立田図書館の開館時間は9時から夕方5時までとなっております。中央図書館につきましては、6月から9月までが1時間延長して午後6時までの開館となっております。中央図書館においては、小学校のすぐ前に図書館があり、夕方は小学生の利用が多く、冬場になりますと5時でも真っ暗になったり、最近小学生への変質者等の事件もございます。子供たちの帰宅の安全面を考慮いたしますと、時間延長は慎重に考慮する必要があると思っております。また、現時点での職員体制、勤務体制の関係もございますので、現時点の延長は非常に難しいのではないかと思っておりますが、他市の状況、また行政改革の中でも検討をいたしておりますので、今すぐという話はできませんが、検討をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○1番（前田芙美子君）

図書館は子供だけのものではありませんので、大人から高齢者まで使いますので、暗くなるから、危ないからということは通じないと思います。

それで、今私がいろいろお願いしました中で、一番すぐやっていただけそうなのは開館時間じゃないかと思うんです。そこで働いていらっしゃる方のこととかいろいろありますが、ぜひ一番先に検討項目に上げていただきたいと思っております。せめて7時までお願いいたします。9時とは言いません。

それで、図書館は文化のバロメーターです。文化の薫り高い愛西市を目指していきたいので、子供たちがわくわくするような図書館づくりを、今ある施設の中で見直してください。せめて他市と足並みをそろえるくらいにしてください。これからは雨の日が多くなりますが、梅雨の季節が楽しくなる本の世界を充実してほしいと思っております。

以上で終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて1番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日のこれをもって散会とすることに決しました。

なお、明日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時42分 散会

